

●香川県監査委員公表第32号

平成29年8月21日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年10月27日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 植田 真紀
高松市 渡辺 智子

2 請求書の提出

平成29年8月21日

3 請求の内容

（以下、平成29年8月21日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1） 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「平成27～29年度における香川県議会議員の海外行政視察」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

（2） 請求の理由

ア 事案の概要

本件は、香川県議会議員らにより、その必要性は何ら認められないにもかかわらず、平成27年度から平成29年度にかけて海外行政視察（以下、「本件海外視察」という。）が実施され、同県から視察費用として多額の公金が支出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、香川県に生じた損害を補填すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

イ 本件の経過

（ア） 本件海外視察

- | | |
|-------------------|--|
| a 平成27年5月8日～11日 | 香川県議会ベトナム訪問団 |
| b 平成27年5月17日～23日 | 香川県議会シンガポール・マレーシア視察団 |
| c 平成27年7月21日～30日 | ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団 |
| d 平成27年8月4日～6日 | 経済委員会海外視察（中国・上海市） |
| e 平成27年8月26日～9月5日 | 香川県議会イタリア・スペイン・フランス視察団 |
| f 平成28年5月5日～7日 | 香川県議会ベトナム訪問団 |
| g 平成28年5月9日～13日 | 香川県議会タイ訪問団 |
| h 平成28年7月24日～26日 | 経済委員会海外視察（中国・香港） |
| i 平成28年8月5日～11日 | 南カリ福ルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団 |
| j 平成28年9月3日～13日 | 香川県議会南米等訪問団（「パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団」をいう。以下同じ。） |

- k 平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団
- l 平成29年6月2日～10日 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団
- (イ) 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画（情報公開された資料を見る限り企画書は存在しない）し、それぞれの視察後、訪問又は視察先等に関する訪問又は視察概要（復命書）等を作成している。
- (ウ) 香川県議会は、本件海外視察について、添付資料の各議員を派遣する旨の決定をした（以下、「本件派遣決定」という。）。
- (エ) 本件海外視察に対して、香川県は、別紙記載の海外旅費を支出した（以下、「本件公金支出」という。）。
- (オ) 現在に至るまで、香川県から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。
- ウ 必要な措置を講ずべきことについて
- (ア) 本件海外視察について支出された上記の合計85,746,296円の公金支出については、以下に述べるとおり、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、係る実態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。
- (イ) 関連規定
- a 地方自治法100条第13項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。
- b これを受け、香川県議会会議規則第125条は「地方自治法100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。
- (ウ) 海外視察における違法性の判断枠組
- a (イ) aのとおり、香川県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決が以下のとおり判示しており、本件でも参照されるべきである。
- 「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができると解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判

所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照)。

以上によれば、香川県議会議員の海外研修については、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究』をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合などには、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」(下線部は請求人による。以下同じ。)

- b 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたといえるか(外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等)、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか(一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等)等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。
- c 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にではなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

(エ) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

a 平成27年5月8日～11日 香川県議会ベトナム訪問団

訪問目的は、「ベトナム社会主義共和国ハイフォン市で開催された『ハイフォン解放60周年記念式典』及び『火炎樹フェスティバル』に出席するとともに、ハイフォン市政府を表敬訪問し、本県との友好親善を図り今後の交流機会の拡充等について意見交換する。」としている。しかし、訪問概要を読む限り、式典及び表敬訪問がメインであり、これには議会からの代表者(この度の訪問議員のうち代表者に該当するのは、香川県議会日越友好議員連盟副会長の高城宗幸氏)1人で十分足りる。他4名の議員は、公金を支出してまで特に派遣する必要がない。

b 平成27年5月17日～23日 香川県議会シンガポール・マレーシア視察団

視察目的は、「訪問国における港湾政策、交通政策及び観光政策等の現状や取り組み状況を視察する。」とし、9名もの議員を派遣している。しかし、そもそも「何のために」シンガポールやマレーシアのこれらの取り組みを視察する必要があるのかといった目的が存在せず、また、このような取り組みの何を香川県政に活かすのかという肝心な情報について、訪問概要からは一切窺われない。視察内容としても、単に港や建設現場、ワールド・セントーサという総合型リゾート施設を見学したに過ぎず、何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。よって、視察という名目で観光をしてい

たと言わざるを得ない。

c 平成27年7月21日～30日 ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団

ブラジル香川県人会創立60周年記念行事への参加がメインで、それに合わせ、アメリカ合衆国の南カリフォルニアとニューヨークの香川県人会を訪問している。このような記念行事への出席は議会からの代表者（この度の訪問議員のうち代表者に該当するのは、香川県議会議長の辻村修氏）1人で十分足りるのであって、本件報告書の内容を見ても、8名もの議員について公金を支出してまで派遣しなければならない特段の理由はない。

d 平成27年8月4日～6日 経済委員会海外視察（中国・上海市）

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされておらず、公開された資料には、日程表と非常に簡単な報告書が添付されているだけである。本件報告書の内容を見ても、わざわざ春秋航空本社を訪問しなくとも事足る内容であり、4か所の視察先はそれぞれ1時間程度であり、どのような調査研究を行い、何を香川県政に活かすのかという肝心な情報について、訪問概要からは一切窺われない。そもそも、視察目的が明らかにされていない派遣に公金を支出することは認められない。

e 平成27年8月26日～9月5日 香川県議会イタリア・スペイン・フランス視察団

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされていない。本件視察概要を見ると、ミラノ万博オープニングセレモニーへの出席をはじめミラノ万博に関するもの、また、パルマ市との交流協定締結式への出席、レオン県・モリナセカ町・ガリシア州議会・クレアパリ等への表敬訪問がメインであり、視察を通して先進な政策や取り組みを学ぶというよりは、セレモニーへの参加という要素が非常に強い。よって、このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者（この度の訪問議員のうち代表者に該当するのは、香川県議会議長の辻村修氏）1人で十分足りるのであって、他の8名の議員は観覧していることが多く、公金を支出してまで派遣しなければいけない特段の理由はない。ついでに、世界遺産のモンサンミッシェルを視察したとあるが、単にモンサンミッシェルを見学したに過ぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われないことから、実質的には視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。

f 平成28年5月5日～7日 香川県議会ベトナム訪問団

昨年と同様、「火炎樹フェスティバル」に出席し、ハイフォン市政府を表敬訪問している。それ以外の日程には、ハイフォン市視察とあるが、本件訪問概要には視察内容が一切記載されていない。表敬訪問は30分程度、フェスティバルはもっぱら見学するだけであることから、あえて昨年に引き続き議員を派遣しなければならない特段の理由はない。

g 平成28年5月9日～13日 香川県議会タイ訪問団

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」

と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされておらず、公開された資料には、日程表と非常に簡単な報告書が添付されているだけである。本件視察概要の内容を見ても、視察先において、どのような調査研究を行い、何を香川県政に活かすのかという肝心な情報については一切窺われない。そもそも、視察目的が明らかにされていない派遣に公金を支出することは認められない。

h 平成28年7月24日～26日 経済委員会海外視察（中国・香港）

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされておらず、公開された資料には、日程表と非常に簡単な報告書が添付されているだけである。5か所の視察先はそれぞれ1時間程度であり、どのような調査研究を行い、何を香川県政に活かすのかという肝心な情報について、訪問概要からは一切窺われない。そもそも、視察目的が明らかにされていない派遣に公金を支出することは認められない。

i 平成28年8月5日～11日 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされていない。本件訪問団派遣事業の概要を見ると、メイン行事が南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典への参加であり、視察を通して先進な政策や取り組みを学ぶというよりは、セレモニーへの参加という要素が非常に強い。よって、このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者（この度の訪問議員のうち代表者に該当するのは、香川県議会副議長の高田良徳氏）1人で十分足りるのであって、その他の5名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない。また、ニューヨーク市内視察に長時間充てられている。「ニューヨーク市内の集客力の高い交流拠点であるNYヤンキースタジアムやバッテリーパーク、グランドセントラル駅などの施設整備状況を視察した」と記載し、施設の外観の写真を掲載しているが、単に施設を見学したに過ぎず、一般的な観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われないことから、実質的には視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。

j 平成28年9月3日～13日 香川県議会南米等訪問団

香川県議会会議規則第125条第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定しているにもかかわらず、派遣の目的が明らかにされていない。本件訪問団復命書によると、メイン行事が北伯香川県人会創立40周年記念式典・アルゼンチン香川県人会創立50周年記念式典・パラグアイ香川県人会・県人移住80周年記念式典等への参加であり、視察を通して先進な政策や取り組みを学ぶというよりは、セレモニーへの参加という要素が非常に強い。よって、このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者（この度の訪問議員のうち代表者に該当するのは、香川県議会副議長の高田良徳氏）1人で十分足りるのであって、その他10名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない。大勢の議員が派遣されているにもかかわらず、復

命書は写真ばかりであり、これらの訪問によって具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、有益な政策提言等も皆無である。

k 平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

視察目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」とし、6名の議員を派遣している。しかし、本件議員派遣における平成29年5月香川県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされないまま議決し、可決された。

先述した東京高裁平成25年9月19日判決にあるように、このような議員派遣の決定は、議会の議決があっても、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。

なお、本会議の質疑では「ソーラー技術専門見本市の視察」を行うと述べているにもかかわらず、6月2日当日、まだミュンヘン市内で開催中であった「INTER SOLAR EUROPE 2017」（事実証明書①）会場を訪れる事もなく、その時間をニンフェンブルグ城等の観光に充てている。

さらには、平成29年7月21日放送の「金曜プレミアム 実録！金の事件簿2～こんな奴らは許さない～」（事実証明書②）の番組の中で、本件視察が取り上げられ、これによると観光三昧や視察前の飲酒など、公金を支出して行われる視察として許されない内容であることが明らかである。県民からは「番組の中で、視察内容を訊かれてもまともに答えられなかつたのに、報告書だけ体裁を整えて出しても信用できない」という声が寄せられている。今後、報告書の体裁だけを整えておけばよい、という風潮が広がらないよう、厳しい監査が求められる。

l 平成29年6月2日～10日 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

視察目的は、「欧州における観光振興、交通政策及び文化振興等の現状や取り組み状況を視察する。」とし、7名の議員を派遣している。しかし、本件議員派遣における平成29年5月香川県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされないまま議決し、可決された。先述した東京高裁平成25年9月19日判決にあるように、このような議員派遣の決定は、議会の議決があっても、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。また、本件視察報告書によると、単に観光地を見学したに過ぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われないことから、実質的には視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。

(才) 結論

以上から、本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要なものであり、視察先等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最判平成15年1月

17日民集57巻1号1頁等。）。本件海外視察においては、平成27～29年6月末までに、12件、29名の議員について合計60,751,708円が支出されているが、請求人は、海外派遣そのものの必要性が認められない以上、随行職員の経費合計11,099,538円、旅行代理店の業務委託料の合計13,895,050円についても各視察に参加した議員が負担すべきものであると判断し、別紙本件海外視察経費返還請求額整理表の通り、これら29名の議員に合計85,746,296円の返還を請求すべきものと判断した。

本件海外視察における違法な支出を返還請求することは、不当利得返還請求にあたり、財務会計上の行為中「真性怠る事実」となる。この真性怠る事実については、地方自治法242条第2項の適用はない。よって、本件住民監査請求では、過去3年分の違法な海外視察旅費の返還を求める措置を講ずべきことを請求する。

エ まとめ

以上から、県財政が非常に厳しい中行われた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。請求人は、本件事案に鑑み、香川県議会内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

(3) 添付書類

- ア 香川県議会議員海外視察経費返還請求額整理表（記念式典参加等の場合の議長等代表1名を除く）
(以下の書類については省略をする。)
- イ 海外視察a～lの視察概要（もしくは報告書）、支出額一覧、各1通
- ウ 事実証明書①及び②

香川県議会議員海外視察経費返還請求額整理表(記念式典参加等の場合の議長等代表1名を除く)

視察名	ベトナム 訪問団	シンガポール・マレーシア 視察団	ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団			経済委員会海外 視察		イタリア・スペイン・フランス視察		ベトナム訪問団		タイ訪問団		経済委員会海外 視察			
視察期間	H27.5.8 ～11	H27.5.17～23	H27.7.21～30			H27.8.4～6		H27.8.26～9.5		H28.5.5～7		H28.5.9～5.13		H28.7.24～26			
議員名	支出額 (議員分)	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	旅行代理 店業務委 託費	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	支出額 (議員分)	旅行代 理店業 務委 託費	支出額 (議員分)	支出額 (随行職 員分)	支出額 (議員分)	支出額 (随行職 員分)	支出額 (議員分)		
1 有福 哲二							104,820	39,030									
2 石川 豊							107,060	39,030									
3 氏家 孝志		323,273	38,252				105,720	39,030						106,961	24,298		
4 大山 一郎				1,625,556	336,850	569,517											
5 尾崎 道広	91,710								1,125,372	275,431	44,250			109,028	24,298		
6 香川 芳文														108,715	24,298		
7 黒島 啓									1,124,062	275,431	44,250						
8 五所野尾 淳一		343,553	38,252										187,952	30,833			
9 斎藤 勝範									1,108,322	275,430	44,250	179,850	87,590				
10 佐伯 明浩		348,410	38,252	1,630,170	336,850	569,518							171,033	30,833			
11 高木 英一		345,673	38,252				104,940	39,030									
12 高城 宗幸																	
13 高田 良徳														105,185	24,298		
14 竹本 敏信		335,393	38,252						1,123,923	275,431	44,250	170,318	87,590	225,450	30,834	106,184	24,298
15 谷久 浩一		227,406	38,248	1,627,083	336,850	569,518								108,562	24,298		
16 新田 耕造		335,953	38,252	1,626,543	336,850	569,517							178,364	30,833			
17 花崎 光弘																	
18 平木 享							104,100	39,030	1,107,192	275,430	44,250						
19 広瀬 良隆	91,710			1,625,223	336,850	569,517											
20 松原 哲也				1,625,983	336,850	569,517							202,130	30,834	108,752	24,298	
21 松村 秀樹		335,613	38,252														
22 松本 公継		334,713	38,252														
23 水本 勝規									1,124,372	275,431	44,250			108,123	24,298		
24 宮本 欣貞									1,122,260	275,430	44,250						
25 森 裕行	91,710			1,593,233	336,850	569,517											
26 山下 昭史																	
27 山田 正芳									1,108,072	275,430	44,250						
28 山本 悟史	91,710						104,240	39,030									
29 山本 直樹													184,159	30,833	104,376	24,298	
	366,840	2,829,987	344,264	11,353,791	2,357,950	3,986,621	630,880	234,180	8,943,575	2,203,444	354,000	350,168	175,180	1,149,088	185,000	965,886	218,682

南カリオニア香川県人会創立 100周年記念式典等訪問団 (サンセルス、ニューヨーク)			パラアイ日本人移住80周年記念式 典等訪問団			ドイツ・イス・イタリア視察団			スペイン・ポルトガル・フランス視察団			返還請求額 参加 回数	
H28.8.5~11			H28.9.3~13			H29.6.1~9			H29.6.2~10				
支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	旅行代理 店業務委 託費	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	旅行代理 店業務委 託費	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	旅行代理 店業務委 託費	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員 分)	旅行代理 店業務委 託費		
												143,850	1
												146,090	1
			1,537,282	162,310	210,089							2,547,215	4
1,144,758	185,766	462,509							1,164,348	253,527	426,000	6,168,831	3
												1,670,089	3
1,145,239	185,767	462,508										1,926,528	2
												1,443,743	1
			1,527,465	162,310	210,088							2,500,453	3
												1,695,442	2
1,152,004	185,767	462,509							1,166,494	253,528	426,000	6,771,368	5
			1,536,135	162,310	210,088	1,006,553	217,957	430,833				4,091,771	4
1,147,089	185,767	462,509										1,795,365	1
												129,483	1
												2,461,923	5
						978,801	217,957	430,833				4,559,556	4
									1,158,932	253,527	426,000	4,954,771	4
			1,524,696	162,309	210,088							1,897,093	1
						1,005,517	217,957	430,833				3,224,309	3
												2,623,300	2
1,147,967	185,767	462,509							1,164,570	253,528	426,000	6,538,705	5
						1,014,374	217,957	430,834				2,037,030	2
			1,538,781	162,310	210,089	1,005,480	217,957	430,833				3,938,415	3
			1,528,415	162,310	210,088							3,477,287	3
			1,536,246	162,310	210,088				1,157,193	253,527	426,000	5,187,304	3
			1,543,397	162,310	210,089							4,507,106	3
			1,538,059	162,310	210,089							1,910,458	1
						1,006,812	217,957	430,834				3,083,355	2
												234,980	2
			1,526,065	162,309	210,088				1,158,821	253,527	426,000	4,080,476	4
5,737,057	928,834	2,312,545	15,336,541	1,623,098	2,100,884	6,017,537	1,307,742	2,585,000	6,970,358	1,521,164	2,556,000	85,746,296	
												60,751,708	11,099,538
												13,895,050	

第2 請求の受理等

監査の実施に当たり、本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているかどうかについて審査を行い、その結果は次のとおりであった。

1 請求の一部却下

本件請求のあった平成27年度から平成29年度における県議会議員の海外行政視察派遣に係る公金（議員及び随行職員の旅費並びに業務委託料）のうち、平成28年8月21日より前に支出が完了したものについては、本件請求が平成29年8月21日になされたことから、公金の支出があつた日から1年を経過して請求がなされたものである。

地方自治法第242条第2項は、「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、制限を設けている。

請求人は、本件海外視察における違法な支出を返還請求することは、不当利得返還請求に当たり、地方自治法第242条第2項の適用はないと主張するが、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としている住民監査請求については、請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又終わった日を基準として地方自治法第242条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとされている（最高裁判所昭和57年（行ツ）第164号昭和62年2月20日判決）。

本件請求のあった12件の海外行政視察のうち、香川県議会ベトナム訪問団（旅費の支出は平成27年6月1日）、香川県議会シンガポール・マレーシア視察団（旅費の支出は平成27年6月30日及び同年7月22日）、ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団（旅費及び委託料の支出は平成27年9月30日）、経済委員会海外視察（中国・上海市）（旅費の支出は平成27年7月31日及び同年8月26日）、香川県議会イタリア・スペイン・フランス視察団（旅費の支出は平成27年11月16日、委託料の支出は同年11月27日）、香川県議会ベトナム訪問団（旅費の支出は平成28年6月6日）、香川県議会タイ訪問団（旅費の支出は平成28年7月12日）及び経済委員会海外視察（中国・香港）（旅費の支出は平成28年7月20日及び同年8月4日）の8件に係る請求については、請求権の発生原因となる旅費等の公金の支出が完了した日から1年を経過していることが認められた。したがって、これら8件については、地方自治法第242条第2項本文で規定する監査請求をすることができる期間を徒過している。

また、地方自治法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁判所平成10年（行ツ）第69号平成14年9月12日判決）。

議員派遣に係る文書は、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の規定によりいつでも開示請求が可能であることから、相当な注意力をもってすれば客観的にみて当該行為を知ることができ、1年以内に住民監査請求を行うことが可能であったものと解することができる。したがって、当該8件に係る監査請求について、請求期限を徒過したことによる正当な理由があつたと認めるることはできない。

以上のことから、本件請求のうち、上記8件の海外行政視察に係る請求については、地方自治法第242条第2項で定める要件を満たしていない不適法な住民監査請求であり、これを却下する。

2 請求の一部受理

本件請求のうち、平成28年8月21日以後に支出が完了した南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団、パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団、香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団及び香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団の4件に係る請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成29年8月29日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

第2の2において請求を受理した4件の海外行政視察派遣に係る公金（議員及び随行職員の旅費並びに業務委託料）の支出を対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月7日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人2名の出席があり、請求書の補足及び証拠の提出並びに請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

また、同月22日に、再度請求書の補足の提出があった。

（1）請求書の補足の内容

（以下、平成29年9月7日付けで提出された住民監査請求書の補足についての原文の内容に即して記載する。）

ア 平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の報告書の問題点について

（ア）インターネット上の情報等からのコピー＆ペーストが多用されており、この程度の報告をするためなら現地に行く必要性は全くない。調査であるなら、各視察箇所について現地の担当者や学芸員などが対応しているはずであるが、そのような記載がないものがほとんどである。また、単なる観光を無理やり香川県に關係づけようとする記述が多数ある。また、訪問してもいない施設を訪問したとする虚偽の記述もあるのは重大な問題である。

a 報告書3ページ「人口140万人を超える『村』だと言われるミュンヘンであるが、都会にありがちな冷たさがなく、ボヘミアンや若者、旅人を迎えてくれる暖かさがあると言われている」の部分は「地球の歩き方・ミュンヘン旅行ガイド」の「ミュンヘンは人口130万人の「村」といわれる。それは都会にありがちな冷たさがないからだ。ボヘミアンや若者、旅人を迎えて世話をやくあたたかさがある。」（<http://www.arukikata.co.jp/city/MUC/>）とほぼ同じである（事実証明書①）。

b 同3ページ「戦争による破壊もまぬかれ、『妖精（ニンフェ）の城（ブルク）』の名にふさわしい往時のままの美しい姿を見せている。」も「地球の歩き方・ミュンヘン旅行ガイド・ニンフェンブルク城」の「戦争による破壊もまぬがれ、「妖精（ニンフェ）の城（ブルク）」の名にふさわしい往時のままの美しい姿を見せている。」（<http://www.arukikata.co.jp/city/MUC/spot/1/578/>）と全く同文である（事実証明書②）。

また、報告書では「その文化的遺産の保全技術や方法などを視察するなど、香川県の

文化芸術の振興を図るための貴重な情報を得た。」とあるが、密着取材によると、学芸員等の特別な説明を受けることもなく、一般的な観光ガイドの案内で絵画等を見物したに過ぎなかつたとのことである。

- c 同7ページのウンターハビング地熱発電所視察に関する部分の<地熱発電のシステム>の説明は、静岡県議会議員高田やすひさ氏のブログの2011年11月17日付視察報告「同地熱発電システムは2,000m～5,000m（同市では3,500m）の井戸を掘り、地下から80℃以上の热水をくみ上げる。汲み上げた热水は、バルブで発電用と暖房用に分離する。発電用の热水はシーメンス製のプレート型熱交換機に送る。熱交換され蒸気となったアンモニア水によりタービンを回し発電する。一方、暖房用の热水は別の熱交換機にかけ、熱交換した温水が市内を循環させる。各家庭では個別に受入れメーターを通して熱交換した温水を家庭内で利用する。発電と地域暖房に利用した热水は温度が下がり返送用の井戸を通じ地下へ返す。」（<http://www.takadayasuhisa.com/blog/1002/>）とほとんど同文である（事実証明書③）。
- d 同8ページの「当発電所は、ドイツ連邦環境省から約480万ユーロ（5億7600万円）の助成を受けて建設・運営されている。約3.1メガワットの電力と最大16メガワットの熱を供給することを目標としており、これにより、相当な化石エネルギーの利用が削減されるほか、年間12万トンのCO₂、7トン以上のSO₂、及び11トン程度のNO_xを削減することができる。また、当発電所から得られた熱エネルギーを地域内の公共施設、企業、住居など様々なところに供給するため、地域熱供給網を構築することができている。」は、EICネットのHP（<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=5302&oversea=0%20onmousedown>）の2003年5月16日発表の記事に酷似している（事実証明書④）。
- 今年6月の報告書であるにもかかわらず、14年前の数字が報告されている。2010年には発電能力が向上して最大3.36メガワットになっているとのことであり、盗用した文章で現状としては誤った内容を書いているのは大きな問題である。
- e ルツェルン市内観光のうち、同10ページの「ワーグナーやラフマニノフが暮らしたルツェルンでは…」の部分はウィキペディアの「ルツェルン音楽祭」の歴史の部分の記述に酷似しており、「ルツェルン・カルチャーコングレスセンター」の写真はウィキペディア掲載の写真である（事実証明書⑤）。
- 報告書では「今回訪問させていただいた」としており、フジテレビ「みんなのニュース」（2017.8.28放送）（事実証明書⑥）の団長平木議員へのインタビューでも、当初は「訪問した」と答えていたが、あとで「前を通っただけ」と訂正したことである。訪問してもいない施設を「訪問した」として虚偽の記述をしているのは、香川県の瀬戸内国際芸術祭に無理やり結びつける目的で音楽祭に言及しようとしたためと思われる。
- f ユングフラウ視察の報告13ページはユングフラウ鉄道のバリアフリー対策に注目した記述になっているにも関わらず、それに関する写真が全くないのが不自然である。単なる観光であった、という批判を否定するために後でこのような記述をしたとしか思えない。
- g 報告書18ページのカートレインの左の写真は田村重信氏のブログ「たむたむの自民党」（<http://tamtam.livedoor.biz/archives/51002523.html>）の2008年7月28日に掲載されているものと全く同じである（事実証明書⑦）。

- (イ) 最少の経費で最大の効果を挙げることを求めている地方自治法第2条14項に照らし、多数の議員が多額の公費を使って訪問する必要性が認められない。
- a 6月3日、4日、5日は現地では連休で関係機関が対応できないことがわかつていたのに、この時期に視察を設定したのは、ユングフラウヨッホ等の観光が主目的であったとしか思えない。
 - b 報告書25ページのツェルマット観光局訪問の報告には「実際にツェルマットを訪れたことにより、書籍やインターネット上では知ることができないであろう現地の人々の経験や苦労、努力、今後の展望等について、私たちの想像をはるかに超えた視察を行うことができた。」とあるが、ツェルマットのDMOの取り組みは世界的にも有名であり、さまざまなもので紹介されている。「私たちの想像をはるかに超えた視察」などという割に、質疑の内容は常識的なことばかりである。「観光カリスマ」の山田桂一郎氏は日本各地で講演もされているので、彼を香川に招いて多くの県民とともにお話を伺う方が、公金の使途としてははるかに有効である。
 - c この海外視察は「交流協定を締結したバルマ市を訪問・交流する」というのが錦の御旗になっているが、報告書28ページのバルマ市長表敬訪問でのクリスティアーノ・カザ副市長のことばに「今後は市や県といった行政単位での交流だけでなく、市民と県民どうしの直接の交流も深めていきたい」とあるように、議員が大勢で豪華な旅行をするような予算があるなら、それを例えれば、若い世代の交流プログラムなどに充てるべきである。今後も、「交流協定」等を結んだ自治体を訪問することを口実に今回のような海外視察が正当化されなければならない。

イ 平成29年6月2日～10日 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察報告書の問題点について

(ア) インターネット上の情報からのコピー&ペースト

報告書9ページのトレド大聖堂の記述は、世界遺産オンラインガイドのサイト (<http://worldheritagesite.xyz/contents/toledo-cathedral/>) の記述「大司教座のあるトレドにふさわしい大聖堂を建設することを旨として、フェルナンド3世の命により1226年に着工し1493年に完成した、スペインゴシック様式最高傑作ともいわれる大聖堂です。トレド大聖堂は4つの側廊と22の礼拝堂からなり、スペインで一番の規模を誇っています。（中略）聖堂の中央にある白い微笑みのマリア像の後ろには上下2段の聖歌隊席があり、上がルネサンス様式、下がゴシック様式に分かれています。16世紀の彫刻家アロンソ・ベルゲーテによる、グラナダ戦争の際、キリスト教徒が入城する場面が彫られています。」とほぼ同じである（事実証明書⑧）。

(イ) 視察の成果が香川県政に還元されるとは到底考えられず、視察の必要性が認められない。

マドリッドのスペイン広場、王宮、サンミゲル市場、セルバンテスの家・アルカラ・デ・エナーレス、パラドール、国立プラド美術館、トレド市内、トレドのパラドール、トレド大聖堂、リスボンのヴァスコ・ダ・ガマ橋、オビドス、アルコバッサ、ファティマなどの訪問は明らかに観光目的としか考えられない。香川とのつながりを意識して「参考になった」と記載している感想の部分もごく常識的なことや、文化や歴史の違いを無視したことばかりである。

また、ADIF視察、在スペイン日本大使館、在ポルトガル日本国大使館、リスボンクルーズターミナル、リスボン電気鉄道株式会社CARRIS、トラン博物館、Veolia及びAutolib視察、在フランス日本国大使館、クレアパリ事務所等の訪問も、質疑の内容は現地に行かなくても他の手段で情報を得たり、それをもとに質問したりできることばかりである。海外とのやり取りが困難だった昔と違い、現在は、現地と香川を結び、インターネット会議等でやり取りも簡単にできるからである。

スペイン鉄道インフラ整備管理機構（ADIF）で異なる軌間の列車の変換方法について視察し、報告書にはADIF職員の技術的な説明を受けたことが記載されている。こうしたフリーゲージトレインのメカニズムは現地に行かなくても得られる情報である。もし、視察をするとしても、必要な視点は単にそのメカニズムではなく、それが四国の公共交通網や経済にどのような影響を及ぼすのか、香川県民にとってのメリット、デメリットは何なのか、費用対効果も含めて検討することにつながるものであるべきであり、スペインまで出かけてフリーゲージトレインのメカニズムを視察する必要はない。しかも、現在、議論の中心はフリーゲージトレインからフル規格の新幹線誘致の是非に移っているのであるから、この時期にフリーゲージトレインのメカニズムについて視察する意味はさらに認められない。

また、報告書の補足として、スペイン最終日の昼食会場「エスタディオ・サンティアゴ・ベルナベウ」内に併設された「ゼン（ZEN）」というレストランに触れ、計画されているサンポート高松内の県立体育館にもスポーツ観戦しながら食事のできる施設が取り入れられないか、との記載があるが、現在、サンポート高松内の飲食施設は次々に閉店しており、このような状況をどうするのかを考えないまま、全く条件の違う海外の施設の真似をしようなどと考えるとは、県の抱えている問題を真剣に解決しようとする姿勢とは程遠い。

ウ 結論

他の視察報告書は上記2つの報告書よりも記述が簡単で、概要だけの極めて不十分なものであるが、視察の必要性が認められないという点では基本的に同様の問題点がある。「四国遍路の世界遺産登録」問題を海外の世界遺産を観光する口実にしたり、交流協定を結んだ自治体を日程に折り込むことで前後の観光旅行を正当化したり、ということが行われている。視察先で得たとしている情報も現地に行かなくても得られるものであり、視察先での質疑もインターネット会議等を通じて行うことが可能なことばかりである。

海外の情報取得が現在ほど容易でなかった時代ならともかく、情報を得ることも、インターネット電話会議などで現地と結んで会議を行うことも格段に容易になった時代に、毎年三千数百万円の貴重な公費を支出して海外視察を行うことは、税金の無駄遣い以外の何物でもない。それだけの予算があれば、県民に直接役立つ様々な施策を打ち出すことが可能なはずだからである。

もし、仮に県政の課題を解決するために、どうしても海外の現地に行って調査しなければならないというようなことがあったとしたら、少なくともその視察の必要性について事前に議会で十分に議論し、必要最小限の経費で実施して速やかに報告書を公表し、県民参加の報告会も開いてその成果を広く共有した上で、その視察の意義について検証することを大前提とすべきである。

今回のテレビ報道をきっかけとした県民の批判に対して、「飲食や観光ばかりしていることが強調されているが、自分たちはちゃんとした視察をしている」と反論している議員がおられるようだが、ここに県民感覚との大きなズレがある。「見聞を広めているのだ。このくらいの豪華旅行は県議として当たり前だ」という議員の特権意識そのものが問題であり、県民に批判されているのである。税金の重みに無頓着で特権に胡坐をかいている議員には、多くの県民が日々どんな困難を抱えているのかを理解できないであろうし、それを解決するために議会として何ができるのかも真剣に考えられるはずがない。そのことを感じ取って県民は怒っているのである。

議会改革検討委員会が県民や報道機関にも非公開とされたり、報道された6人の議員に説明を求める会だけをまるで見せしめのように公開で開催したりするなど、香川県議会の中では、今回の問題を6人の議員だけの問題として矮小化しようとする動きがある。これでは自浄作用も期待できず、議会全体の問題として受け止めて抜本的な見直しが行われることは到底期待できない。監査委員におかれても、全国から注目されているこれら香川県議会議員の海外視察問題について、全国各地の議会の海外視察のあり方をも根本から問い合わせることにつながるような厳しい勧告をされることを強く求める。

エ 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書①から⑧まで

(2) 請求人の陳述の内容

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

(ア) 請求対象を平成27年度からとした理由

平成29年8月21日に提出した住民監査請求では、平成27年度から平成29年度までの香川県議会の海外視察について違法・不当な公金の支出があるという内容とした。

平成27年度からとしたのは、請求の際に事実証明書の一つとして提出したDVDにあるとおり、7月21日のフジテレビの放送で、香川県議会議員6名の海外視察の実態が明らかになったことから多くの反響があり、この海外視察が問題となった。そして、この議員6名による海外視察だけでなく、過去の海外視察も取り上げる必要があると考える。あのような実態は、おそらく初めてのことではない。たまたま、報道で実態が明らかになつたが、これまでの海外視察の視察概要から、過去の海外視察もそうであったのではないかと推測される。

香川県議会では、海外視察の概要を作成していても視察報告書が一切ないことが、今回の住民監査請求を提出するに当たり明らかになった。議員派遣の手続は地方自治法で定められており、それに基づいて香川県議会の会議規則が定められているが、これは議会の議決を得るに当たって恣意的にできるものではなく、議決の行為においても裁量に制限があると考える。

(イ) 違法性判断の5つの視点

私たちは、海外視察の違法性を、5つの視点から判断した。

1点目は、視察内容がそもそも合理的であるかということ。この点から過去の海外視察の概要を見ると、そもそも目的が書かれておらず、書いてあったとしても、何のため

にその視察を行わなければいけないのかが全く書かれていないため、目的であるとは言い難い。どこに何を見学に行くというだけでは、目的とは言えない。

2点目は、視察目的との関係において適切な視察先が選定されているかということ。どこの国に行くかが先に決められていることからも、視察先が適切なのかどうか疑問である。「香川県の政策に生かさなければならない、是非とも行くべき先進地の視察である。」といえるような視察先の選定をきちんとしていることも、これまでの視察概要から読み取れる。

3点目は、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているかということ。視察のおまけのように世界遺産に足を運んだりして、視察内容と視察目的が関連していないものがかなり見受けられた。その時の報告は一切なく、多くの自由時間を費やしたりして、視察という名の海外旅行でしかないのではないかということが読み取れた。

4点目は、事後の報告において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政に関わる分野及びそれに関する調査研究として施策の検討等につながる有益な情報をもたらしたといえるのかということ。これについても、香川県議会にはこれまで報告書というものが全くなかった。今回問題になった視察については、報告書が作成されていたものの、それも県民からの批判を受けての作成であったと思う。これまで報告書を作るという慣例がない香川県議会の海外視察の在り方においては、本当にその視察内容が県政に生かされたかどうか、海外視察の検証を行いようがない。これは、本当に大きな問題だと思う。

5点目は、一般の観光旅行や見学とは異なる特段の調査研究がなされなければ、公費を使って海外視察をしても調査研究をしたことにはならないと思う。この点については、いろいろな博物館や歴史的な芸術館に行っても、学芸員の説明を受けることなく単に見学をしたことが、これまでの視察の中であった。一般の観光旅行とは異なる、特段の理由が認められないというケースが非常に多いことから、この5点目についても問題がある。

今回の住民監査請求では、この5つの視点から、平成27年度からの全ての海外視察において、一つひとつ個別具体的に検証していただきたい。

(ウ) 監査委員への要望

先日、市民オンブズマンの全国大会があったが、そこでも香川県議会の海外視察の問題が大きく取り上げられた。これは、一県議会の海外視察の問題ではなく全国の地方議会をはじめとして海外視察の在り方を見直すということも含めて、全国の方々が注目をしているので、厳しい判断を監査委員にしていただきたいと思う。

イ 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

(ア) 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の問題点

今回問題となった、ドイツ・スイス・イタリア視察団の報告書を調べると、確かに今までよりも内容が多く記載されているが、その情報はインターネット等からのコピー・アンド・ペーストが非常に多い。しかも、行っていないところに行ったとする問題がある。フジテレビの報道ニュースをDVDに録画して追加提出しているが、インタビューの中で訪問したと答えていた「ルツェルン・カルチャーコングレスセンター」は、実は前を通っただけであった。その部分だけではなく、その前後の文書も、スイス観光局か

らのホームページからコピー・アンド・ペーストして、無理やり、いろいろなことをいかにも観察したようにするために加えており、しかも、虚偽の記述がある。また、ドイツのウンターハビング地熱発電所については、インターネットのページにある古い情報を、そのまま報告書に載せている。本当に行ったのであろうが、きちんと報告するならば、最新の情報を載せられたはずなのに、問題になって、慌てて後からいろいろなところでかき集めて作ったことが明らかである。

第2の問題は、そもそも多数の議員が多額の公費を使って訪問する必要性がないというところである。

スイスは、6月3日、4日、5日が連休で、関係機関が対応できないことが分かっていたのにもかかわらず、この時期に視察をしたのは、インターラーケンなどの観光が主目的だとしか思えない。また、ツェルマットの訪問について、「私たちの想像をはるかに超えた視察を行うことができた。書籍やインターネット上では知ることができなかつたであろう」と報告書に書いてあるが、その質疑を見ると、極めて常識的である。しかも、この報告書で言及している「観光カリスマ」の山田桂一郎氏は、その時日本に居てスイスには居なかった。スイスのツェルマットのDMOは有名なので、その情報は、どこでも手に入るものである。香川県で生かしたいのであれば、山田桂一郎氏が日本に来られた時、香川県に来てもらい、県民にもオープンにした場で話をお伺いする方が、はるかに公金の使途として有効である。

また、友好協定を締結したパルマ市において、市長が「今後は市や県といった行政単位での交流だけでなく、市民と県民同士の直接の交流も深めていきたい。」と述べている。議員が、「交流協定の締結」を錦の御旗にして大勢で出かけていく予算があるならば、例えば、若い世代の交流プログラムをしたり、いろいろな業界の方が同市を勉強するのに使うなどの予算の使い方もあるはずである。交流協定等を結んだ自治体への訪問を口実に、今回のような海外視察をしてはならないと思う。

(イ) 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団の問題点

スペイン・ポルトガル・フランス視察については、ドイツ・スイス・イタリアほどではないが、インターネットの情報からのコピー・アンド・ペーストがある。マドリッドやトレドで、どこどこに行ったと報告書に書いてあるが、その感想は極めて常識的で、明らかに観光目的としか考えられない。

また、フリーゲージトレイン等も視察し、そのメカニズムの説明を現場で受けているが、仮に、フリーゲージトレインについて知る必要があるなら、そのメカニズムの情報はどこに行っても得ることができる。本当に視察が必要なのであれば、四国の公共交通にどういう影響を与えるのか、経済にどういう影響を与えるのか、メリットはあるのか、デメリットはどうなのかという情報の取得につながることが必要である。単にメカニズムを見るだけなら、スペインに行く必要はない。今、議論の中心はフル規格の新幹線誘致の是非に移っているようなので、この時点で、フリーゲージトレインのメカニズムをわざわざ見に行く意義は認められない。

もう一つ、見当違いたと思ったのは、スペイン最終日の昼食会場で、大きなスポーツ施設の中に、スポーツを観戦しながら食べられるレストランがあり、これについて「サンポート高松の県立体育馆に、同じようなものができないか。」と書かれていることで

ある。サンポート高松の飲食店が次々閉店している状況をなんとかしなければいけないときに、「あつ、これ面白そうだ、香川でもあつたらいい」というレベルで考えている。

四国遍路の世界遺産登録を目指していることから、世界遺産であるモンサンミッシェルに行った視察があったが、文化やいろいろな背景の違いを全く無視しており、要するに口実として使われている。本当に香川県の問題を真剣に解決するために、このような視察が必要だとは、全く思えない。

(ウ) 海外視察の見直しの必要性

他の視察の報告書は概要で、これまで注目もされないようなとても簡単なものなので、先ほど植田請求人が話したようなコピー・アンド・ペーストの問題は見付けられなかつたが、以前から、もっと根本的な同様の問題点があった。

四国遍路の世界遺産登録を名目に、各地の世界遺産などがまちづくりに参考になったと書いたり、交流協定を結んでいるからといって大勢で行き、いろいろな所を見物してくることを見ると、やはり同様の問題点がある。

昔のように、本当に海外の情報が入らない時代ならともかく、例えばパリの交通システムであるV e l i b やA u t o l i bなどの仕組みも、動画などで情報を得ることができる。

また、現地の方から話を聞きたければ、インターネットの電話会議を簡単に設定できる。

毎年3,000万円程度で、既にこれまで10億円以上がずっと使われているはずであることに、監査委員は注目していただきたい。

これだけの予算があれば、もっと県民に直接役立つことができるはずである。仮に、県政に問題があり、どうしても解決するために、どこか海外の現地に行かなければならないのであれば、少なくとも、視察の必要性について事前に議会で十分に議論し、最少の費用で実施し、速やかに報告書を作成して公表する。また、県民参加の報告会も開いてその成果を広く共有した上で、その視察の意義について検証するところまで行うことが大前提である。この大前提に照らせば、今、行われている視察は、一切必要がないと考える。

議会改革検討委員会が、この問題を議論し始めたが、県民や報道機関にも非公開とされている。また、報道された6名の議員に説明を求める会だけを、まるで見せしめのように公開で開催するなど、県議会の中で、今回の問題をこの6名だけの問題だと矮小化しようとする動きがある。他の議員は、いろいろな批判に対して、飲食や観光ばかりをするところが強調されていたが、自分達はちゃんとした視察をしていると言っている。6名の議員もそのように言っている。しかし、ここに県民感覚と大きなずれがある。見聞を広げている、見識を高めているので、このくらいの豪華旅行は県議会議員として当たり前だという、議員の特権意識そのものが、問題として県民に批判されている。税金の重みに無頓着で、特権にあぐらをかいている議員には、多くの県民が日々どのような困難を抱えているのかを理解できないと思うし、それを解決するために議会として自分たちに何ができるのか真剣に考えられるはずもないことを、県民は感じ取っている。

私が議員であったとき、ある議員が貧困問題を取り上げた。そうすると、議員の中から、「あなたの周りは景気の悪い話ばかりだ、貧乏人ばかりか」といったヤジともつか

ぬ私語が聞こえた。これはつまり、県民がどんなに困っているか理解していないのである。先のサンポート高松の飲食店の問題もそうで、飲食店の人が困ってどんどん撤退している中で、県としてもどうかしなければならないという痛みを感じていない。そして、香川県の経済のため、観光振興のため、まちづくりのためにと何千万円もお金をかけて海外に行く。これが、議員として当たり前であるという感覚を、せひとも問い合わせていただきたい。

(エ) 監査委員への要望

これは、6名の議員の問題だけではなく、香川県議会全体の問題である。しかも、全国各地の議会にも似たことが行われているところがある中で、今回の監査委員の判断は、本当に重要である。もし、「議会の報告書は、コピー・アンド・ペーストでも何でも問題はない。世界遺産を見ることも、それが県民に役立つならよい。」と聞こえてしまう監査結果を出したならば、香川県の監査機能、監査委員の監査機能そのものが問われることになる。

これまで何度もこの問題提起がされてきたが、こういうことがなければ見直されない。しかも、議会改革検討委員会の様子を見ていると、6名の議員が所属している会派からは、当初「自粛」するとなっていた案が、「当面自粛」するとなっている。つまり、騒ぎが収まつたらまた行こう、これは議員の特権だから手放してなるものかということが感じられる。

請求書では触れてはいないが、他の海外視察報告によると、経済委員会が毎年アジアの国に県外視察の代わりとして視察をしている。費用は県内の視察と変わらないと言うのかもしれないが、中身を見ると、決して現地に行かなければ分からぬ情報ではない。うわさであるが、議員は海外に行って羽を伸ばしているようだ、よからぬこともしているのではないか、という声も聞こえてくる。

県内視察も含めて、視察が、本当にそこに行くことが香川県政にとって必要なのかといった視点で見直されないといけないと思うので、経済委員会の視察だから海外視察は問題ないという監査結果にはしないでいただきたい。

(3) 請求書の再補足の内容

(以下、平成29年9月22日付で提出された住民監査請求書の再補足についての原文の内容に即して記載する。)

ア 視察先選定の「丸投げ」について

香川県議会は平成27年度の「ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団派遣」にあたって「同事業業務委託料」として3,986,621円を、「イタリア・スペイン・フランス視察」にあたって、「ミラノ万博出演者意見交換会実施業務委託料」として354,000円を株式会社JTB中国四国高松支店に支払っている。

また、平成28年度の「南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団派遣」にあたって「同事業業務委託料」として2,312,545円を株式会社JTB中国四国高松支店に、「パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団派遣」にあたって「同事業業務委託料」として、2,100,884円を株式会社近畿日本ツーリスト中国四国高松支店に支払っている。

さらに、平成29年度の「ドイツ・スイス・イタリア視察」にあたっては「香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団派遣業務委託料」として2,585,000円を株式会社JTB中国四

国高松支店に、「香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察」にあたっては、「同視察団派遣業務委託料」として2,556,000円を高松商運株式会社に支払っている。上記の業務委託料の合計は13,895,050円に上る。

請求人は、本年8月30日、香川県議会に対して「平成27~29年度に実施された海外視察に関する業務委託について契約書、委託先公募の際の仕様書、委託先決定の経緯、決定までに各社から提案された企画内容および費用内訳のわかる一切の資料」および「平成27~29年に実施された海外視察について、なぜその視察を行う必要があったのか、視察先の選定に至る過程のわかる一切の資料」を公開請求し、9月13日、関係資料が開示された。

公開された資料によると、「ブラジル香川県人会創立60周年記念訪問団派遣事業業務委託」「ミラノ万博出演者意見交換会実施業務委託」「南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団派遣事業業務委託」「パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団派遣事業業務委託」に関しては、知事部局も参加するため、知事部局において見積もり合わせ、プロポーザル方式等によって委託先を決定しており、その委託先と随意契約を結んでいる。

その他の視察については企画提案方式で委託先を公募しているが、いずれの視察の場合も、公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので、「スペイン、ポルトガル、フランスに行きたいから、適当に視察先を組んでくれ」という「丸投げ」の姿勢があらわである（事実証明書①②）。

また、それを受けた受託事業者の提案資料は、ごく一部に環境関連や観光振興策関連の視察先を含めているものの、「ミュンヘン市内観光」「ユングフラウヨッホ1日観光」など、単なる観光ツアーの資料と何ら変わらないものとなっている。レストランのメニューやホテルの設備についてはこと細かに説明されており、これまでの海外視察で、もっぱら議員の関心がそこにあったことを踏まえているということも読み取れる（事実証明書③④）。

さらに決定的なのは、請求人の「平成27~29年に実施された海外視察について、なぜその視察を行う必要があったのか、視察先の選定に至る過程のわかる一切の資料」という公開請求に対して、「不存在」という「公文書非公開決定」がなされたことである（事実証明書⑤）。つまり、「どこを視察すべきか、なぜそこを視察することが必要か」という重要な点について、議会内で公式に議論されていないということであり、これらの視察の必要性がなかったことが改めて明らかになった。

そのことを具体的に示す証拠として、7月21日のテレビ番組の中でも、平木享団長と谷久浩一議員が取材に対して視察先をなかなか思い出せない様子が報道されたが、9月21日の議会改革検討委員会においても、平木団長はツェルマット観光局で説明を受けたとされる「DMO」について質問された際、全く回答できなかった。本当に視察の必要性があり、その成果をきちんと香川県政に反映させよう、という姿勢があったなら、そのような対応はあり得ない。

イ 海外視察報告書作成の「丸投げ」について

請求人は、9月4日に、平成27年度~29年度の海外視察に随行した職員の復命書を情報公開請求した。平成27年度分については、保存期間経過により文書がすでに廃棄されていたが、9月19日に開示された平成28年度分の随行職員の復命書は、先に海外視察の報告書として開示された視察報告書と全く同一の内容であった。すなわち、平成28年度に実施したすべての海外視察報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いていたという事実が明らかにな

ったのである。

上記の業務委託発注の際の仕様書の問題と併せて考えると、視察先の選定も「丸投げ」、帰国後の報告書作成も「丸投げ」であったことがわかる。今回の6名の自民党議員会の議員の問題をきっかけに、海外視察に対して厳しい目が向けられるようになったために、これまでのような随行職員の復命書で済ませるわけにいかず、同時期に自民党香川県政会の議員が実施したスペイン・ポルトガル・フランス視察についても、あわててこれまでよりも詳しい報告書を作成したことが推認されるが、そのためか以下のような問題点が生じている。

ウ 平成29年6月2日～10日 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察報告書の問題点について（追加）

インターネット上の情報からの盗用（コピー＆ペースト）が、8月21日付住民監査請求書で指摘した部分に加えて、もう1か所あった。報告書7ページの国立プラド美術館視察の冒頭部分「世界最高の美術館の一つ。11世紀から18世紀にわたるスペイン絵画の最も包括的なコレクションを藏し、エル・グレコ、ヴェラスケス、ゴヤなどといった世界的に偉大な画家たちの傑作の多くも所蔵。」は、スペイン政府観光局の国立プラド美術館の記述の冒頭部分とほぼ同一である。（http://www.spain.info/ja/quequieres/arte/museos/madrid/museo_nacional_del_prado.html）（事実証明書⑥）

前回提出分のトレド大聖堂の2か所と併せて、盗用は計3か所となるが、問題となった6名の自民党議員会の報告書よりも盗用箇所数が少ないから、それでよし、とはならない。また、今後、盗用のない報告書を出して形さえ整えておけばそれでいいのか、というと決してそうではないのである。

盗用（コピー＆ペースト）問題は、報告書の中身の乏しさの象徴ではあるが、問われているのは盗用の問題だけでなく、前述の通り、その視察が本当に必要なものであったのか、香川県民にその成果が還元されるものなのか、という点である。

視察報告書に、視察を受けての6月定例会本会議での発言記録が添付されているが、その内容はきわめて浅薄なものと言わざるを得ない。現地に行かなくても得られる情報であったり、香川の現状との違いを無視した感想を開陳したりしているからである。

また、各国の大使に会えたり、相手国の政府機関や民間機関の方に会えたりしたことなどを「議員として議会の御議決のもと、行かせていただいた」からこそ、とありがたがっておられるが、本当に何かを調査したいということであれば、日本においても、さまざまなルートを通してその情報を得るのに最も適切な機関、専門家にアプローチすることは可能である。各国の大使館が日本から海外視察に訪れる国会議員や地方議員の世話を追われる、という話をよく聞くが、彼らの本来の職務は新田耕造議員も議会の発言の中で述べているように「各国に日本の代表として行って、その国の国情、民情、経済の情報を取ることなのだから、その重要な職務の時間をこのような視察のために奪うべきではない。

エ パスポート発行手数料や予防接種料の支出の不当性

請求人は、実施されたすべての海外視察に係る経費の返還を求めているので、監査請求書には特に明記しなかつたが、対象議員の中にはパスポート発行手数料や予防接種料を支出されている議員がいる。10年間有効なパスポートの発行手数料や生涯有効とされている予防接種の料金は自己負担が当然であり、公金から支出することは明らかに違法・不当であることを改めて強調しておく。

オ 結論

9月21日に実施された香川県議会改革検討委員会で質問した他会派の議員の言葉の端々に、今回の問題をまるで他人事のように受け止め、「自分たちの海外視察まで同様に見られるのは心外だ」という意識が垣間見られた。しかし、県民の怒りは香川県議会の海外視察そのあり方そのものに向けられているのであり、この問題を6名の議員だけの問題に矮小化してはならない。

これまで何十年も多額の公費を費やして、多くの議員が世界各国の先進的な環境・福祉・産業・街づくり等の施策を視察してきたわけであるが、それらが真に必要な視察であり、その成果を香川県民に還元するために実施されたものであるなら、香川県の諸施策はもっともっと進展していたはずである。議会の中で視察の成果について発言したとか、何らかの提案をしたという程度で、豪華海外視察の成果があったということにはならない。

厳しい財政難の中、「議員の見聞を広めるため」とか「議員の見識を高めるため」という程度の理由で多額の公費を費やすことは決して許されない。もちろん、議員が様々な情報を得て調査研究し積極的に政策提言をしていくことは重要であるが、請求人が9月7日の意見陳述の際に追加提出した補足文書でも述べたように、豪華海外視察を実施しなくとも他の様々な手段で行うことが可能である。

当初、海外視察の「原則自粛」を打ち出した会派が「当面自粛」に後退するなど、県議会の中ではこの問題のほとばりが冷めるのを待ち、既得特権である海外視察を存続させようという動きがあらわである。議会改革検討委員会の議論も「非公開」で行われるなど、議員たち自身による抜本的な改革には多くを期待できない。よって、監査委員におかれでは、香川県議会の海外視察問題に対して返還勧告という厳しい姿勢で臨まれることを強く要望する。

カ 添付資料

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書①から⑥まで

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

本件請求のうち、南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団、パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団及び香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求は、監査委員の合議により、請求に理由がないものと認め、棄却する。

本件請求のうち、香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったので、監査結果の決定をすることことができなかった。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 各訪問団・視察団の概要について

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団は、高田良徳副議長を代表とし、香川芳文議員、高城宗幸議員、大山一郎議員、佐伯明浩議員、松原哲也議員の計6名で構成され、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員2名が随行している。

同訪問団は、「南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典」に出席するとともに、ニューヨーク香川県人会等と交流し、友好親善を図ることを目的として、平成28年8月5日(金)から8月11日(木)までの7日間の日程で、アメリカ合衆国を訪問している。訪問は、別表1のとおり実施されている。

イ パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団は、高田良徳副議長を代表とし、水本勝規議員、宮本欣貞議員、山本直樹議員、五所野尾恭一議員、花崎光弘議員、高木英一議員、森裕行議員、氏家孝志議員、山下昭史議員、松本公継議員の計11名で構成され、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員2名が随行している。

同訪問団は、「北伯香川県人会創立40周年記念式典」「アルゼンチン香川県人会創立50周年記念式典」並びに「パラグアイ日本人移住80周年記念式典」に出席し、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図ることを目的として、平成28年9月3日(土)から9月13日(火)までの11日間の日程で、ブラジル連邦共和国、アルゼンチン共和国及びパラグアイ共和国を訪問している。訪問は、別表2のとおり実施されている。

ウ 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団は、平木享議員を団長として、山田正芳議員、谷久浩一議員、高木英一議員、松本公継議員、松村秀樹議員の計6名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名及び総務部知事公室国際課職員1名の計2名が随行している。

同視察団は、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図ることを目的として、平成29年6月1日(木)から6月9日(金)9日間の日程で、ドイツ連邦共和国、スイス連邦及びイタリア共和国を視察している。視察は、別表3のとおり実施されている。

エ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団は、宮本欣貞議員を団長として、山本直樹議員、大山一郎議員、新田耕造議員、佐伯明浩議員、松原哲也議員の計6名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名及び交流推進部交流推進課職員1名の計2名が随行している。

同視察団は、欧州における観光政策、交通政策及び文化振興等の現状や取り組み状況を視察することを目的として、平成29年6月2日(金)から6月10日(土)までの9日間の日程で、スペイン王国、ポルトガル共和国及びフランス共和国を視察している。視察は、別表4のとおり実施されている。

(2) 議員及び随行職員の派遣の手続について

ア 議員の派遣の手続

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に關

する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

各訪問団・視察団に係る議員派遣の手続は、以下のとおりである。

(ア) 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

平成28年7月5日付で、構成員である議員6名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成28年7月5日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成28年6月香川県議会定例会において議決され、決定された。

(イ) パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

平成28年7月5日付で、構成員である議員11名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成28年7月5日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成28年6月香川県議会定例会において議決され、決定された。

なお、派遣決定された議員のうち黒島啓議員から、平成28年8月19日付で議員派遣取消申請書が議長に提出され、同議員の代理として、同日付で高田良徳議員から、当該視察に係る議員派遣申請書が議長に提出されいずれも承認された。

(ウ) 香川県議会ドイツ・イスス・イタリア視察団

平成29年5月2日付で、構成員である議員6名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成29年5月2日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成29年5月香川県議会臨時会において議決され、決定された。

(エ) 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

平成29年5月2日付で、構成員である議員7名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成29年5月2日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成29年5月香川県議会臨時会において議決され、決定された。

なお、派遣決定された議員のうち五所野尾恭一議員から、平成29年5月10日付で「議員派遣決定後に出席が必要な公務が生じたため」を理由とする議員派遣取消申請書が議長に提出され承認された。

イ 随行職員の派遣の手続

職員の外国旅行の命令については、議会事務局においては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされており、また、知事部局においては、香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）第4条第1項及び第2項に基づき、部長及び知事公室長の専決事項とされている。

議員が海外派遣されることに伴い、議会事務局長、関係所属の部長及び知事公室長は、各海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団及びパラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団については、それぞれ議会事務局職員2名に対して、香川県議会ドイツ・イスス・イタリア視察団については、議会事務局職員及び総務部知事公室国際課職員それぞれ1

名に対して、香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団については、議会事務局職員及び交流推進部交流推進課職員それぞれ1名に対して、外国旅行を命じている。

(3) 議員の費用弁償（旅費）及び随行職員の旅費の支出手続について

ア 費用弁償（旅費）及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、同条第2項の規定により、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第24条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当は、旅行先の区分に応じて、旅行中の昼食費、諸雑費等が定額で支給され、宿泊料は、旅行先の区分に応じて上限額が定められ、宿泊代金、夕食代、朝食代等が支給される。支度料は、海外旅行保険料、任意の予防接種料、スーツケース及び変圧器レンタル料の実費が支給され、旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費が支給される。

なお、外国旅行における内国旅行部分の旅費については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償（旅費）が支給され、職員については原則として在勤公署を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給される。

イ 費用弁償（旅費）及び旅費の支出額

各訪問団・視察団に係る支出額は、以下のとおりである。

(ア) 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

議会事務局において、旅費事務処理要領（平成23年4月1日施行）に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成28年11月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,883,334円及び議会事務局職員2名の旅費928,834円、合計7,812,168円が支出されている。

(イ) パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

議会事務局において、旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成28年11月25日に、議員11名分の費用弁償（旅費）16,934,177円及び議会事務局職員2名の旅費1,623,098円、合計18,557,275円が支出されている。

(ウ) 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

議会事務局において、旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成29年7月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,017,537円及び議会事務局職員1名の旅費658,402円、合計6,675,939円が、また、総務部知事公室国際課において旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、同月26日に、職員1名の旅費649,340円が支出され、総

額7,325,279円の支出となっている。

(エ) 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

議会事務局において、旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成29年7月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,970,358円及び議会事務局職員1名の旅費763,512円、合計7,733,870円が、また、交流推進部交流推進課において旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、同月18日に、職員1名の旅費757,652円が支出され、総額8,491,522円の支出となっている。

(4) 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の手続について

ア 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の法的根拠

地方公共団体の事務事業のうち、地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託契約の締結方法は、地方自治法第234条第1項に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、同条第2項において、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り、これによることができる。

議会が海外に議員を派遣するときは、航空機、宿泊施設の手配等を業者委託しており、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして随意契約を行っており、契約先の選定については、契約手続の前段階として法令上の制度ではなく、便宜上の制度としてプロポーザル方式又はコンペ方式を用いている。

これらの手続については、平成24年3月21日付け会計課長通知「契約手続の前段階として実施する公募手続について」（平成29年3月31日廃止）、平成29年3月22日付け会計課長通知「業務委託におけるプロポーザル・コンペ方式実施要領について」に沿って実施されている。

委託契約の契約担当者は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項第6号により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、議会事務局総務課長（議会事務局次長が事務取扱）の専決事項とされている。

イ 委託契約の手続及び業務内容等

(ア) 委託契約の手続

海外派遣業務の委託契約先の選定については、公募により企画書を募集した上、審査会を経て契約先が決定されている。審査会では、企画書提出者からのプレゼンテーションを行っている。

(イ) 各訪問団・視察団の企画書記載事項、業務内容及び経緯

a 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

(a) 企画書における記載事項

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先での交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイドの配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地で

のサポート体制等

(b) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先での交通手段の確保、
参加者の食事の手配、ガイドの配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗
のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(c) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成28年5月9日に公募公告を行い、同月30日までに2者から企画書の提出があ
った。同年6月1日に総務部知事公室国際課及び議会事務局職員6名で構成する審
査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、同月3日に
審査結果を通知している。契約は、契約日同年6月15日、契約額2,312,545円（消
費税及び地方消費税込み）で、委託料の支払は、同年11月15日となっている。

b パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

(a) 企画書における記載事項

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先での交通手段の確保、
参加者の食事の手配、ガイドの配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地で
のサポート体制等

(b) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先での交通手段の確保、
参加者の食事の手配、ガイドの配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗
のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(c) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成28年5月9日に公募公告を行い、同月30日までに2者から企画書の提出があ
った。同年6月1日に総務部知事公室国際課及び議会事務局職員6名で構成する審
査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、同月3日に
審査結果を通知している。契約は、契約日同年6月30日、契約額1,924,613円（消
費税及び地方消費税込み）で、変更契約日同年9月15日、変更後契約額2,100,884
円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年11月30日となっている。

c 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

(a) 企画書における記載事項

企画提案者の組織体制等、過去5年以内の本業務と同等の業務実績、参加者の航
空券及び宿泊施設の手配、訪問先の手配（観光振興、環境施策、交通政策、交流促
進など県政に参考となる内容とし、訪問先及び視察内容を具体的に示すように指示）
及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、各空港での乗換え・
搭乗のサポート、現地でのサポート体制等

(b) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先の手配及び交通手段の
確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、査証取得等の代行、各空港での乗換
え・搭乗のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(c) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成29年3月9日に公募公告を行い、同月28日までに、2者から企画書の提出が

あった。同月30日に議会事務局及び総務部知事公室国際課職員4名で構成する審査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、翌31日に審査結果を通知している。契約は、契約日同年4月6日、契約額2,585,000円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年7月31日となっている。

d 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

(a) 企画書における記載事項

企画提案者の組織体制等、過去5年以内の本業務と同等の業務実績、参加者の航空券及び宿泊施設の手配、訪問先の手配（交通政策、観光政策、文化振興、交流促進など県政に参考となる内容とし、訪問先及び視察内容を具体的に示すように指示）及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地でのサポート体制等

(b) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先の手配及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(c) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成29年3月9日に公募公告を行い、同月28日までに、3者から企画書の提出があった。同月30日に議会事務局及び総務部知事公室国際課職員4名で構成する審査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、翌31日に審査結果を通知している。契約は、契約日同年4月6日、契約額2,565,500円（消費税及び地方消費税込み）、変更契約日同年5月10日、変更後契約額2,556,000円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年7月25日となっている。

(5) 海外派遣終了後の手続について

香川県議会において、議員の海外派遣に係る報告書の作成等について規定されたものはないが、運用として、海外派遣終了後に報告書や視察の概要等が作成され、議長に報告されている。

また、随行職員については、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）第8条において、職員は、公務による旅行を完了したときは、1週間以内に復命書を上司に提出しなければならないこととなっている。

各訪問団・視察団における海外派遣の終了後の手続は、以下のとおりである。

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

平成28年8月17日に、議員の報告及び随行職員の復命が行われている。

イ パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

平成28年9月20日に、議員の報告及び随行職員の復命が行われている。

ウ 香川県議会ドイツ・イスス・イタリア視察団

平成29年8月1日に議員の報告が、同年6月16日に随行職員の復命が行われている。

エ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

平成29年8月4日に議員の報告が、同年6月16日に随行職員の復命が行われている。

別表1

南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団の主な日程

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
平成28年 8月5日（金）	高松空港発 羽田空港着／発 ロサンゼルス着	(ロサンゼルス泊)
8月6日（土）	ロサンゼルス	・ハンティントン財團庭園訪問 ・南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典 (ロサンゼルス泊)
8月7日（日）	ロサンゼルス発 ニューヨーク着	(ニューヨーク泊)
8月8日（月）	ニューヨーク	・一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所訪問 ・在ニューヨーク日本国総領事館訪問 ・ニューヨーク香川県人会との懇談会 (ニューヨーク泊)
8月9日（火）	ニューヨーク	・ニューヨーク市内視察（ヤンキースタジアム、バッテリーパーク、グラウンドゼロ、グランドセントラル駅） (ニューヨーク泊)
8月10日（水）	ニューヨーク発	(機中泊)
8月11日（木）	成田空港着／発 羽田空港着／発 高松空港着	

別表2

パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団の主な日程

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
平成28年 9月3日（土）	高松発 関西国際空港着／発	(機中泊)
9月4日（日）	ドバイ着／発 サンパウロ着	(サンパウロ泊)
9月5日（月）	サンパウロ発 ペレン着	(ペレン泊)
9月6日（火）	ペレン発 サンパウロ着	・北伯香川県人会創立40周年記念式典 ・ " 記念祝賀会 (サンパウロ泊)
9月7日（水）	サンパウロ発 ブエノスアイレス着	・ブラジル香川県人会との懇談会 ・アルゼンチン香川県人会創立50周年記念式典 (ブエノスアイレス泊)
9月8日（木）	ブエノスアイレス発 アスンシオン着	・在アルゼンチン日本国大使館訪問 ・パラグアイ香川県人会役員との歓迎懇談会 (アスンシオン泊)

9月9日 (金)	アスンシオン	<ul style="list-style-type: none"> ・パラグアイ日本人移住80周年記念慰靈祭 ・〃 記念式典 ・〃 記念祝賀会 ・パラグアイ香川県人会県人移住80周年記念祝賀会 (アスンシオン泊)
9月10日 (土)	アスンシオン発 サンパウロ着	(機中泊)
9月11日 (日)	サンパウロ発 ドバイ着	(ドバイ泊)
9月12日 (月)	ドバイ発 アブダビ着／発 ドバイ着	<ul style="list-style-type: none"> ・マスダール・シティ (アブダビ) ・パーク・ジュメイラ (ドバイ) ・バージュカリファ (ドバイ) (機中泊)
9月13日 (火)	ドバイ発 関西国際空港着／発 高松着	

別表3

香川県議会 ドイツ・イスラエル・イタリア視察団の主な日程

年月日 (曜日)	発着地・滞在地	内 容
平成29年 6月1日 (木)	高松空港発 羽田空港着／発 ミュンヘン着	(ミュンヘン泊)
6月2日 (金)	ミュンヘン	<ul style="list-style-type: none"> ・ニンフェンブルク城視察 ・マリエン広場視察 ・レジデンツ前広場視察 ・ウンターハビング地熱発電所視察 (ミュンヘン泊)
6月3日 (土)	ミュンヘン発 チューリッヒ着／発 ルツェルン着／発 インターラーケン着	<ul style="list-style-type: none"> ・ライオン記念碑、カペル橋等視察 (インターラーケン泊)
6月4日 (日)	インターラーケン発 ツェルマット着	<ul style="list-style-type: none"> ・ユングフラウヨッホ等視察 ・カートレインの視察 (ツェルマット泊)
6月5日 (月)	ツェルマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット視察 (ゴルナーグラート鉄道、ゴルナーグラート展望台) (ツェルマット泊)
6月6日 (火)	ツェルマット発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット観光局訪問 (ミラノ泊)
6月7日 (水)	ミラノ発 パルマ着 パルマ発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・パルマ市長表敬訪問 ・パルマハム工場視察 ・パルマ市副市長等との交流会 (ミラノ泊)
6月8日 (木)	ミラノ発 フランクフルト着／発	<ul style="list-style-type: none"> ・在ミラノ日本国総領事館訪問

		(機中泊)
6月9日(金)	羽田空港着／発 高松空港着	

別表4

香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団の主な日程

年月日(曜日)	発着地・滞在地	内 容
平成29年 6月2日(金)	高松空港発 羽田空港着／発 ミュンヘン着／発 マドリッド着	(マドリッド泊)
6月3日(土)	マドリッド	<ul style="list-style-type: none"> ・マドリッド市内視察（スペイン広場、王宮、サンミゲル市場、セルバンテスの家・アルカラ・デ・エナーレス） ・パラドール視察 ・国立プラド美術館視察 (マドリッド泊)
6月4日(日)	マドリッド発 トレド着 トレド発 マドリッド着	<ul style="list-style-type: none"> ・アトーチャ駅視察 ・トレド駅視察 ・サント・トメ教会視察 ・世界遺産古都トレド視察 ・パラドール視察 ・トレド大聖堂（カテドラル）視察 (マドリッド泊)
6月5日(月)	マドリッド発 リスボン着	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道インフラ整備管理機構（ADIF）視察 ・在スペイン日本国大使館訪問 (リスボン泊)
6月6日(火)	リスボン	<ul style="list-style-type: none"> ・在ポルトガル日本国大使館訪問 ・リスボンクルーザーミナル視察 ・リスボン電気鉄道会社（CARRIS）、トラム博物館視察 ・トラムカー乗車 (リスボン泊)
6月7日(水)	リスボン	<ul style="list-style-type: none"> ・ヴァスコ・ダ・ガマ橋視察（外観） ・ポルターダ視察（オビドス） ・サンタ・マリア修道院視察（アルコバッサ） ・ファティマ視察 (リスボン泊)
6月8日(木)	リスボン発 パリ着	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ市内視察（CO2削減対策、Veolia及びAutolib） (パリ泊)
6月9日(金)	パリ発	<ul style="list-style-type: none"> ・在フランス日本国大使館訪問 ・クレア（自治体国際化協会）パリ事務所訪問 (機中泊)
6月10日(土)	羽田空港着／発 高松空港着	

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 各訪問団・視察団における訪問先・観察先ごとの目的、内容及び成果の説明

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団（平成28年8月5日～11日）

(ア) 北米各県人会（南カリフォルニア、ニューヨーク）

a 目的

記念式典に出席し、祝意を表するとともに、県人会会員との懇談を通じ、県人会との友好親善関係の強化を図るため。

b 内容

(a) 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典

① 日時

8月6日（土）正午から午後3時まで

② 会場

ミヤコホテル内

③ 参加者

県人会会員・来賓等約65名

④ 次第

移住高齢者表彰、記念品贈呈、県人会の沿革・活動状況紹介等

(b) ニューヨーク香川県人会との懇談会

① 日時

8月8日（月）午後7時から午後9時まで

② 会場

依田順子氏（県人会会員）アトリエ

③ 参加者

県人会会員20名

④ 次第

移住高齢者表彰、記念品贈呈等

c 成果

各県人会において記念式典等に参加し、移住高齢者表彰等を行い、移住された方々の御労苦に敬意を表するとともに、県人会との友好親善関係の強化を図った。併せて、県人会会員等との懇談の場を持ち、香川県の近況についてお話ししたほか、県人会からは、県人会活動の歴史や近況、課題、要望を伺うなど交流を深めることができた。

懇談の場では、幅広い会員の方と直接意見交換をすることができ、県人会との新たな交流や事業等を検討するなかで参考としているところである。

(イ) ハンティントン財団庭園訪問

a 目的

ハンティントン財団庭園は、平成27年3月に栗林公園と姉妹庭園提携を締結しており、両庭園の友好親善関係の強化を図るため。

b 内容

(a) 日時

8月6日（土）午前9時30分から午前11時まで

(b) 会場

ハンティントン財団庭園内

(c) 参加者

ジェームズ・フォルサム庭園責任者、理事・学芸員3名

(d) 次第

庭園内、図書館、美術館等の見学等

c 成果

庭園内や図書館等の施設を見学し、庭園の歴史や管理方法について説明を受けるとともに、栗林公園との今後の交流方針についてのお話を伺うなど、友好親善関係の強化を図った。

(ウ) (一財) 自治体国際化協会ニューヨーク事務所訪問

a 目的

アメリカの経済社会情勢や、他の自治体がアメリカでどのような交流事業や観光PR、県産品の販売を展開しているかなどについて伺い、今後の事業の参考にするため。

b 内容

(a) 日時

8月8日（月）午前10時から午後11時まで

(b) 会場

(一財) 自治体国際化協会ニューヨーク事務所内

(c) 参加者

戸澤互 (一財) 自治体国際化協会ニューヨーク事務所長、岩田賢日本政府観光局
ニューヨーク事務所長

(d) 内容

アメリカの経済社会情勢、アメリカでの交流事業・観光PR・県産品販売の展開
状況等について

c 成果

自治体国際化協会の戸澤所長及び日本政府観光局の岩田所長より、アメリカの経済社会情勢や、日本の地方自治体のアメリカにおける経済活動事例等について説明を受けるとともに、情報収集や意見交換を行った。

(エ) 在ニューヨーク日本国総領事館訪問

a 目的

アメリカの経済社会情勢や日系社会の動向について伺い、今後の事業の参考にするため。

b 内容

(a) 日時

8月8日（月）午前11時30分から

(b) 会場

在ニューヨーク日本国総領事館内

(c) 参加者

阿部康次首席領事

(d) 内容

アメリカの経済社会情勢、日系社会の動向等について

c 成果

阿部首席領事より、アメリカの経済社会情勢や日系社会の動向について説明を受け、情報収集や意見交換を行った。

(オ) ニューヨーク市内視察（8月9日（火））

a 目的

本県の観光政策、交流人口の活性化に向けた取組の参考とするため、ニューヨークの中でも、有数の交流拠点と言える、ヤンキースタジアム、バッテリーパーク、グラウンドゼロ、グランドセントラル駅を視察した。

それぞれの視察先選定の理由は、以下のとおりである。

(a) ヤンキースタジアム視察

- ① 試合が無くても、スタジアム自身に集客力があること。
- ② 治安の悪い地区（ブロンクス）にもかかわらず、ニューヨーク有数の観光地（交流拠点）であること。
- ③ スタジアムへのアクセス方法に多様性があること。

(b) バッテリーパーク、グラウンドゼロ視察

- ① 臨海公園としての魅力があること。
- ② 9／11メモリアルにおいて献花黙祷すること。

(c) グランドセントラル駅視察

- ① 合衆国歴史的建造物の指定を受け、駅舎自身価値があること。
- ② ショッピングモールなどの集客力の高い施設が併設されていること。
- ③ ハリウッド映画のロケ地としてよく使われていること。

b 内容

(a) ヤンキースタジアム視察

視察当日は、試合の無い日であり、スタジアムの一部しか足を踏み入れることができなかった。しかし、観客席下のグレートホールやオフィシャルグッズショップやレストラン等はオープンしており、その状況を視察した。また、スタジアムのアクセス方法や観戦者に対しての工夫など、ガイドに現地で質問し、説明を受けた。

(b) バッテリーパーク、グラウンドゼロ視察

バッテリーパークでは、歩いて公園全体を視察すると同時に、ガイドに公園の歴史と施設の説明を受けた。また、バッテリーパークからほど近いところにグラウンドゼロがある。9／11テロで3,000人近く人が命を失った場所であり、現在ではその跡地は整備され、9／11メモリアルという追悼施設になっている。この場所において、献花黙祷を行い、追悼と同時にテロのない社会を祈念した。

(c) グランドセントラル駅視察

巨大なホールをはじめ、歴史的な建造物の箇所ごとにガイドから説明を受けた。その後、マーケットと呼ばれる食料品売り場、地下に移動してフードコートを視察

した後、名所になっている「ささやき回廊」を体験した。

c 成果

(a) ヤンキースタジアム視察

多くの観光客が、試合もないのに訪れており、この場所が野球の聖地であるということが、その要因には間違いない。しかし、同時に、グレートホールに並べられた選手フラッグやオフィシャルグッズショップなど、ここには観光客を受け入れる「何か」があることもその要因だ。本県において野球場が観光地にはなり得ないが、「〇〇の聖地」と言われる場所はいくつもあるし、そこに「何か」の工夫次第で交流拠点の活性化が図られると考える。

治安の悪い地域にあるため、イエローキャブ（民間タクシー）は、この地域では走らない。そこで数年前から、ニューヨーク市として黄緑色のタクシーを「市公認タクシー」としてこの地域に走らせ、ヤンキースタジアム周辺の治安改善に役立っているようだ。

ヤンキースタジアムのアクセス方法は、上記の黄緑色タクシーもあるが、多くの観戦者は地下鉄であり、バスもある。また、自家用車も十分な駐車場があり、予約無しでも高い駐車料金さえ払えば、いつでも駐車できるそうだ。ニューヨーク市民は特にヤンキースへの思い入れが大きく、この多様なアクセス方法がスタジアムの拠点性を強化している。本県においては、スポーツ施設へのアクセスが課題になっている。生島までの接続道路の渋滞問題や丸亀競技場へのアクセスも含め、交流拠点として位置付けるならば、公共交通機関の確保と整備が必要だ。

(b) バッテリーパーク、グラウンドゼロ視察

バッテリーパークから自由の女神が見えることや自由の女神までのクルーズ船の発着場としての存在が、多くの観光客が集まる理由だろう。歴史的な米英戦争の遺跡や、高層ビルを背後にしたロケーションの良さが大きな魅力だ。本県において、サンポート高松が参考にすべきは、臨海部分の一体的な整備の必要性だ。港と歴史的建造物である玉藻城を含めた動線の改善や宇高フェリー跡と北浜との連携的な整備などロケーションを含めて考えることが必要だ。

(c) グランドセントラル駅視察

交通の拠点であると同時に、駅自体が観光名所であり、鉄道に乗らない人も集まる。正にニューヨーク市最大級の交流拠点施設と言って良いだろう。ホール天井の星座、時計台、シャンデリア、切符売り場に至るまで美しい駅であり、映画のロケ地にもよく使われる理由がよくわかる。

本県では、高松駅が四国のターミナル駅としての地位であり、交通の拠点ではあっても交流拠点施設には程遠いと言える。駅としての機能以外の付加価値がなければ活性化は困難だ。瓦町駅も含めて、交流拠点施設と呼べるような、ショッピングや文化芸術あるいは娯楽などの集客力のある取組が必要だ。

イ パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団（平成28年9月3日～13日）

(ア) 南米各香川県人会（北伯、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ）

a 目的

各記念式典に出席し、祝意を表するとともに、県人会会員や元研修員等との懇談を通

し、県人会との友好親善関係の強化を図るため。

b 内容

(a) 北伯香川県人会創立40周年記念式典

① 日時

9月6日(火) 午前10時から午後3時まで

② 会場

ホテルプリンセサ・ロカ内

③ 参加者

県人会会員44名、来賓9名、北伯各県人会会長20名

④ 次第

先役者への黙祷、功労者表彰（憲法記念日知事表彰）、移住高齢者表彰、記念品贈呈、元海外技術研修生挨拶、県人会の活動状況紹介等

(b) ブラジル香川県人会との懇談会

① 日時

9月7日(水) 午前10時から午前11時まで

② 会場

サンパウロ・エアポート・マリオットホテル内

③ 参加者

県人会役員・来賓13名

④ 次第

移住高齢者表彰、記念品贈呈等

(c) アルゼンチン香川県人会創立50周年記念式典

① 日時

9月7日(水) 午後7時30分から午後9時30分まで

② 会場

レストラン「RODIZIO PUERTO MADEIRO」

③ 参加者

県人会会員・来賓約40名

④ 次第

移住高齢者表彰、記念品贈呈、元海外技術研修生による発表等

(d) パラグアイ日本人移住80周年記念祭典

① 日時

9月9日(金) 午前8時から午後2時30分まで

② 会場

ボウルボン・コンベンション・ホテル隣接ホール

③ 参加者

オラシオ・カルテス パラグアイ共和国大統領、眞子内親王殿下、上田善久在パラグアイ日本国特命全権大使、日系諸団体、母県からの慶祝訪問団等計906名

④ 次第

慰靈祭、献花、挨拶、各種功労賞表彰、祝賀会等

(e) パラグアイ香川県人会県人移住80周年記念祝賀会

① 日時

9月9日（金）午後7時から午後9時まで

② 会場

レストラン「ひろしま」

③ 参加者

県人会会員・来賓約90名、土庄町長及び随行職員1名

④ 次第

先駆者への黙祷、移住高齢者表彰、記念品贈呈、県人会活動功労者感謝状等

c 成果

各県人会において記念式典等に参加し、移住高齢者表彰等を行い、移住された方々の御労苦に敬意を表するとともに、県人会との友好親善関係の強化を図った。また、記念式典（セレモニー）への参加にあわせて、県人会会員や元研修生との懇談の場を持ち、元研修生の活躍の様子や県人会活動の近況、課題、要望を伺うなど交流を深めることができた。

現在、各県人会では、役員の高齢化や世代交代が進むなか、次世代の県人会を支える人材育成や若者世代に魅力的な県人会づくりが課題となっており、県にも県人会活動の活性化に向けて支援してほしいとの声が多くあった。こうした懇談の場は、幅広い会員の方と直接意見交換できる貴重な機会であり、県人会との新たな交流・支援事業を検討するなかで参考としているところである。

(イ) 在アルゼンチン日本国大使館訪問

a 目的

アルゼンチンの経済文化情勢や日系社会の動向について伺い、今後の事業の参考にするため。

b 内容

(a) 日時

9月8日午前10時30分から午前11時まで

(b) 会場

在アルゼンチン日本国大使館内

(c) 参加者

福島教輝特命全権大使、真木信明アルゼンチン香川県人会長

(d) 内容

アルゼンチンの経済文化情勢、日系社会の動向等について

c 成果

福島大使より、アルゼンチンの経済文化情勢や日系社会の動向について説明を受け、情報収集や意見交換を行った。南米各香川県人会との新たな交流事業を検討するなかで参考としているところである。

(ウ) アブダビのマスダール・シティ視察（9月12日（月））

a 目的

先端エネルギー技術を駆使し、ゼロ・エミッションのエコシティを目指して建設中の

近未来都市「マスダール・シティ」を視察し、本県における環境政策立案や議会での審議を行う際の参考にする。

b 内容

エネルギーを供給する太陽光発電施設を視察するとともに、無人自動運転の電気自動車に試乗した。また、自然の原理を利用して住みやすい環境を作る試みについて視察した。

c 成果

エネルギーのすべてを太陽光で賄うエネルギー政策、海水淡水化による水の確保と再利用、熱に弱い電気自動車を十分に活用するための地下道の整備など、先進的な取組や事例に直に触れたことで見識が広がり、今後、本県における環境政策立案や議会での審議を行うに当たり、非常に参考になった。

(エ) ドバイの人工島「パーム・ジュメイラ」視察（9月12日（月））

a 目的

観光地・別荘地として開発され、観光施設建設が進めば世界一のリゾート地になるとして宣伝されたパーム・ジュメイラを視察し、本県における観光政策の立案や議会での審議を行う際の参考とする。

b 内容

バスの中から視察するとともに、説明を受けた。

c 成果

パーム・ジュメイラの概要について説明を受けることにより見識が広がり、今後の観光政策の立案や議会での審議を行うに当たり参考となる視察となった。

(オ) ドバイのバージュカリファ視察（9月12日（月））

a 目的

本県の観光政策、交流人口の活性化に向けた取組の参考とするため、ドバイの中でも、圧倒的な集客力を誇るバージュカリファ（超高層ビル）周辺を視察した。

b 内容

人口270万人のドバイ市を訪れる訪問者数は、年間1,530万人に達し、世界一の超高層ビルを拠点にした巨大ショッピングモールなど、超高層ビルを中心とした施設整備等の努力がなされている。結果、世界中から多くの観光客誘致に成功していることから、巨大ショッピングモール、バージュカリファ展望台、ドバイ・ファウンテンを視察した。

c 成果

「世界一の超高層ビル」というだけで展望台に観光客が集まるのは当たり前だ。しかしそれだけでこれほど観光客は来ない。ドバイモールでのショッピング、また、ドバイ・ファウンテンと言われる「光と音の噴水ショー」も度肝を抜くスケールの娯楽だ。香川県内で考えるスケール感とは全くかけ離れているものばかりだ。しかし、例えばシンボルタワーとさぬきマルシェ、三越と丸亀町商店街、規模は全く違うが、集客をロケーション、ショッピング、娯楽と一体的に考えることで相乗効果を考えるという意味では参考にすべきだ。

ウ 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団（平成29年6月1日～9日）

(ア) ミュンヘン市内及びウンターハビング地熱発電所視察（6月2日（金））

- a ニンフェンブルグ城視察（午前9時10分から午前10時10分まで）
- (a) 目的
本県の観光政策の参考とするため。
- (b) 内容
文化的遺産の保全技術や方法などを観察した。
- (c) 成果
本県の文化芸術の振興を図るための貴重な情報を得た。また、街のシンボルである高松城を中心とした将来に向けたまちづくりやにぎわいづくりの参考となった。
- b マリエン広場視察（午前10時40分から午前11時10分まで）
- (a) 目的
本県の観光施策の参考とするため。
- (b) 内容
大勢の見物客が集まる観光スポットを見学した。広場が観光名所へアクセスするハブ的な役割を果たしている。
- (c) 成果
本県における観光地から他の観光地へと誘客を図っていく有効な施策のヒントとなった。具体的には、空港のある高松市が、栗林公園や高松城、屋島、高松港などでイベントを行うことにより、観光客を誘導し、そこから他の観光地へ誘導する有効な施策の一つとなることを学んだ。
- c ミュンヘン・レジデンツ前広場視察（午後3時50分から午後4時50分まで）
- (a) 目的
本県の観光政策の参考とするため。
- (b) 内容
大勢の見物客が集まる観光スポットにおけるロケーションやにぎわいづくりに係る様々な工夫を視察した。
- (c) 成果
本県の町並み保存や観光客の誘致施策の推進を図る参考となった。具体的には、街や景観に溶け込むモニュメントが集客の一つの手段となっており、本県でもイサム・ノグチや流政之のような本県にゆかりのある芸術家の作品、モニュメントを設置した広場、交流の場などの必要性を学んだ。
- d ウンター＝ハビング地熱発電所（午後1時30分から午後3時まで）
- (a) 目的
2025年までにおいて再生可能なエネルギー電力率100%を目指しているミュンヘンにおいて、再生可能エネルギーとして新たな注目を集めている地熱発電所を視察し、本県環境政策の参考とする。
- (b) 内容
地熱発電所において、様々な疑問点について質問をし、担当者から話を伺うことができたとともに、施設やその稼働状況を視察した。
- (c) 成果
本県の電力自給に向けての方法も大切であるが、ドイツ・ミュンヘンのように地

域ぐるみで考えながら行動することの重要性を感じるとともに、本県の再生可能エネルギーの促進導入など、本県環境政策の参考となった。

(イ) ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋等視察（6月3日（土）午後3時30分から午後4時50分まで）

a 目的

本県観光政策の参考とするため。

b 内容

ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋を訪問し、視察・情報収集した。

c 成果

ライオン記念碑では、歴史的遺産を観光スポットとしてどうPRし、観光振興に生かしていくかを聴取し、本県の歴史的観光資源をどう観光振興に生かすか有益な情報を得た。

カペル橋では、数百年にわたり施された保存技術等の視察を行ったことは四国八十八箇所霊場における木造建築の維持・保全などを図る上での参考となった。

ルツェルンでの取組は、本県での瀬戸内国際芸術祭でも生かせるものがあることを実感した。

(ウ) ユングフラウ及びカートレイン視察（6月4日（日））

a ユングフラウ視察（午前10時20分から午後0時20分まで）

(a) 目的

鉄道を利用したスイスの国際観光政策として、観光鉄道、鉄道ネットワークがもたらす効果や地域における重要性を調査するため。

(b) 内容

ユングフラウ鉄道を利用し、ユングフラウヨッホ駅まで行き、観光施設を視察し、現地ガイド等から情報収集をした。

(c) 成果

車いす利用者に対しては、鉄道を乗降する際に手動リフトで係員が介助するほか、アイスパレスにおいては、階段部分に車いす専用のリフトが設置されており、移動には係員が常に同行するなど、障害者等に配慮したバリアフリー設備が完備されており、本県の観光地におけるバリアフリー対策の参考となった。

また、若手の優秀なガイド育成を県はもとより、市町と連携し、育成する制度づくりをする必要性を感じた。

また、四国八十八箇所霊場と遍路道のバリアフリー対策などの環境整備の必要性を感じた。これらのことにつき、提言をしていきたい。

また、四国新幹線誘致をはじめ、本県の地域の公共交通の利便性の向上について、地域住民と協働し、より充実した公共交通網の充実を図る必要性を感じた。

b アルプトランジット計画及びカートレインの視察（午後4時50分から午後5時10分まで）

(a) 目的

アルプスでの道路建設を止め、アルプス縦貫輸送において道路から鉄道への転換を図る環境に配慮したアルプトランジット計画の現状を視察するため。

(b) 内容

アルプトランジット計画は、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新たな基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く高速鉄道で、西側の「レッチュベルクルート」を利用して、カートレインに乗車した。

(c) 成果

スイスにおける交通政策を含めた環境施策を、瀬戸内海振興に置き換えて考えたとき、世界に発信できるエネルギー施策や環境施策にも配慮した施策が必要であり、今回の観察で得た情報を参考に、本県環境施策等への提言につなげたい。

(エ) ツェルマット村内視察（6月5日（月）午前9時30分から午後5時30分まで）

a 目的

スイスの観光・リゾート地であるツェルマットの観光政策や住民活動等の実態を視察するため。

b 内容

ツェルマット村内視察、ゴルナーグラート鉄道を通じて観光施策を視察した。

c 成果

ツェルマットでは、環境を保持するために住民から提案され、継続的な話し合いの結果、1986年から「カーフリーリゾート」として、村内では、馬車と電気自動車を主な交通手段としており、電気自動車等については、環境保全のため、車の形状に基準を設けているなど、徹底したまちづくりの実施を行っており、高松丸亀町商店街のアーケード街への車両の乗り入れ禁止等の事例はあるが、環境に配慮した、町をあげての住民も積極的に参加しているまちづくりは、今後の本県の観光・環境に配慮したまちづくりを推進していく上で、大変参考になった。また、ゴルナーグラート鉄道においては、勾配の急な路線で坂を下る際に車輪の摩耗や車輪等の過熱によるフェード現象等の問題が発生するが、モーターを発電機として使用し、つくられた電力でコスト削減を図るなど、本県における環境や人にやさしい公共交通のあり方を考えていく上で参考になった。

(オ) ツェルマット観光局訪問（6月6日（火）午前9時から午前10時20分まで）

a 目的

ツェルマット観光局からDMOの講演を受け、本県の観光政策及び地域振興に活用するため。

b 内容

住民のほとんどが観光業にかかわっているツェルマットの観光局から、観光の歴史、観光客の内訳、観光局の役割・財政状況等について説明を受けるとともに観光政策等について質問を行った。

c 成果

ツェルマットは、人口7,000人の町に年間200万人もの観光客が訪問し、地域全体でリピーターを増やすよう努力し、進歩を重ねている。また、観光客のためだけではなく、住民の生活の向上や満足度を満たすことを重視し、時間をかけてじっくりと育て上げ、生活の中に豊かさやライフスタイルを生み出している。ツェルマットでは、常に生き残るために質的向上を続ける努力をしてきた。そのため、住民に危機感と責任感が共有されており、人々の経験や苦労など、日本における観光政策の違いを、痛感するとともに、

今後の本県の観光政策を推進していく上で大変参考になった。

(カ) パルマ市庁舎及びパルマハム工場訪問（6月7日（水））

a パルマ市長表敬訪問（午前11時から午前11時45分まで）

(a) 目的

2015年8月に交流協定を締結したパルマ市を訪問し、交流を深める。

(b) 内容

パルマ市庁舎を訪問し、フェデリコ・ピザロッティ市長、クリスティアーノ・カーザ副市長等と面会した。

(c) 成果

本県とパルマ市との交流事業の成果等を相互確認するとともに、今後の交流促進・文化振興を図るための意見交換を行い、更なる交流の促進につながった。今後は、学生の交流だけでなく、経済面での交流、また、市と県といった交流のみならず、市民、県民の直接交流を深めていきたいとの貴重な話を聞くことができた。

b パルマハム工場視察及び交流会（正午から午後2時30分まで）

(a) 目的

パルマ市の特産品であるパルマハムの工場を視察した。

(b) 内容

Parma Food Valley地域にある「ローザ・デル・アンジェロ」社を訪問し、パルマハムの特徴や職員の手作業による製造のこだわり等について説明を受けるとともに一貫した製造工程、売店でのハム製品の販売の様子を視察した。

(c) 成果

本県の県産品振興策に反映するための情報を得ることができた。

また、交流会の中で、生ハムの日本への輸入に当たり、パルマ市との「食の交流」を一層進めるには、検疫等の規制緩和がポイントであるとの話があり輸出入促進を考えていく上で参考となった。

(キ) 在ミラノ日本国総領事館訪問（6月8日（木）午前10時から午前10時40分まで）

a 目的

在ミラノ日本国総領事館を訪問し、イタリアの情勢等の情報収集や本県産業・文化のPRを行うため。

b 内容

在ミラノ日本国総領事館において、中津川総領事を表敬訪問し、最近の北イタリア情勢、日本とミラノの関係、総領事館の活動に関すること等の説明を受けるとともに、意見交換を行った。

c 成果

ミラノにおける観光施策等について意見交換を行い、ミラノからの観光客誘致のために、本県産業・文化のPRを、いろいろな広報媒体や機関を通じて宣伝する必要がある。香川県を本籍とする人は、27世帯、37人のみ。また、香川県でのイタリア人の宿泊者数は、540人（平成28年度）で、まだまだ交流が盛んとは言えない現状であり、今後も各種交流施策の拡大を図っていく必要性を痛感し、観光施策を推進していく上で大変参考になった。

エ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団（平成29年6月2日～10日）

(ア) マドリッド市内及びパラドール視察（6月3日（土））

a スペイン広場視察（午前9時30分から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

スペイン文学「ドン・キホーテ」の原作者セルバンテスの没後300年を記念して作られたスペイン広場を視察した。

(c) 成果

地下駐車場が土・日曜日は大型バスの専用駐車場となっていた。本県にも地下駐車場は数多く存在するが、土日は大型バス専用駐車場としているような例はなく、特に観光地の近くにあるものについては、この方法を導入することにより、より多くの観光客誘致の可能性があると感じ、本県の観光政策を検討する上で参考となつた。

b 王宮視察（午前9時50分から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

スペイン国王の宮殿を視察した。

(c) 成果

現在の国王は王宮には住んでおらず、公式行事のみに使用されているものであるが、数多くの観光客で賑わっており、イベントも開催されるなど賑わいがあり、本県の観光政策を検討する上で参考となつた。

また、広い駐車場があり、観光客の受入体制が非常にできていると感じた。

c サンミゲル市場視察（午前10時から午前11時まで）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

約100年の伝統を誇る食品市場で、多くの観光客で賑わっているサンミゲル市場を視察した。

(c) 成果

このサンミゲル市場には、スペイン中の名物料理が集まり、スペインの美食を一箇所で満喫できる場所となっていた。オリーブと様々な地元食材を味付けして串に刺して色とりどりに並べられた食材売り場は、本県の「オリーブを使った新しい食の提案」の参考になるものであると感じた。

d アルカラ・デ・エナレス視察（午前11時から午後0時30分まで）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

「ドン・キホーテ」の作者セルバンテスの生家を視察した。

(c) 成果

統一感のある街並みや数百年前の雨どいが活用されていた。石畳の路地なども趣があり、古き時代を感じることができ、異国情緒にあふれるなど、本県の魅力ある街づくりの参考となった。

ドン・キホーテという世界的な著作の著者の生家を観光に生かしている。その生かし方に、本県も菊池寛などの様々な文化人を生み出しており、観光に生かせないかと感じる。

e パラドール視察（午後0時30分から午後2時30分まで）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

かつての歴代国王の住まいとなった城や宮殿、由緒ある修道院など、歴史的に価値の高い建築物を改修した国営ホテルであるパラドールを訪問し、総支配人から、説明を受けるとともに、施設の案内をしてもらった。

(c) 成果

利用者の8割がスペイン人であり、海外からの観光客のみならず、国内の観光客も非常に大切にしていた。総支配人によると、本当は五つ星として経営したかったが、あえて四つ星に価格を落として経営しているが（一泊100～150ユーロ／1部屋）、国内のスペイン人観光客に使って欲しいからだという説明は本当に興味深かった。また、スペイン内に96施設を展開しているが、トータルで黒字であればよいとの考え方、赤字だからといって、すぐ経営を中止するのではなく、地域に密着した運営をしていることなど、本県における観光政策に係る施設の運営体制を検討していく上で参考になった。

f 国立プラド美術館視察（午後3時30分から午後4時30分まで）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

エル・グレコ、ヴェラスケス、ゴヤなど、世界的に偉大な画家たちの傑作の多くを所蔵している世界最高の美術館の一つであるプラド美術館を視察した。

(c) 成果

絵の展示にも、様々な工夫がこらされていることの説明を受け、観光客を集客する上で、本県の美術館等の施設においても、同様に工夫を凝らし、観光振興を図っていく余地があるものと感じた。また、視察日も、美術館への観光客が特に多く、美術館は世界中から集客することができる要素があるとも感じた。

(イ) 高速列車AVANT及びトレド市内の視察（6月4日（日））

a アトーチャ駅視察及びAVANT乗車（午前8時30分から午前10時まで）

(a) 目的

本県の交通政策の参考とするため。

(b) 内容

アトーチャ駅からトレドに向け、高速列車AVANTに乗車した。アトーチャ駅

は、ローカル列車と高速列車が発着する駅。建物は、1892年に完成。

高速列車AVANTは、スペインの国営鉄道会社レンフェが運行する短距離高速列車。現地説明によると、ローカル線は赤字であるため、観光客が利用する高速列車の黒字収益で賄っているとのことだった。トレド行きは30分間隔で運行しており、所要時間は約30分とアクセスも良かった。

(c) 成果

四国新幹線の実現に向けた要望活動が精力的に行われる中、都市間移動の高速化は、不可欠であり、本県の公共交通のあり方の参考となった。

b トレド駅及びトレド市内視察（午前10時から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

高速列車が停車するトレド駅及び世界遺産古都トレドのサント・トメ教会を視察した。具体的には、トレド駅は、規模は大きくないが、微細な装飾が施された天井、壁や窓枠、教会にも劣らないステンドグラスがある駅舎であった。駅前にはタクシーが停まっており、高速列車からの観光客に利用されていた。

トレドには、14世紀に建設された橋など多くの古い建築物が現存していた。

旧市街地の人口は約1万人で、高齢化が進んでいる。道路は石畳で、同じ石を回転させながら路面補修を実施してきた。狭小な路地を車が通行している。エル・グレコが半生を過ごした家が現存し、サント・トメ教会では、エル・グレコの傑作「オルガス伯の埋葬」を鑑賞するため、外国人観光客が列を作っていた。わずかに1点だけしか所蔵していないにもかかわらず、集客力は抜群で、本物の力はすごいと感じた。

(c) 成果

世界遺産古都トレドでの観光施設や文化施設、その活用方法や歴史・文化的価値のあり方等は、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す本県の政策立案に大いに参考になった。

c パラドール視察（午後1時から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

パラドールの中でも最も人気のあるパラドールを視察した。パラドールからはトレドの旧市街が一望でき、そのロケーションの良さに宿泊だけでなく、ランチ会場としても利用されているとのこと。

(c) 成果

高松市屋島地区や丸亀周辺等の古跡、古城を利用した再開発の参考になると感じた。

d トレド市内視察（午後2時30分から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

世界遺産古都トレドのトレド大聖堂（カテドラル）を視察した。旧市街では、キリスト教、ユダヤ教、イスラム教のシンボルマークが表示されており、混在する独自の文化・歴史を持つ場所であると感じた。

(c) 成果

世界遺産古都トレドでの観光施設や文化施設、その活用方法や歴史・文化的価値のあり方等は、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す本県の政策立案に大いに参考になった。

また、旧市街への急な坂道への歩行を補助する2本の巨大エスカレーターは、街の交通手段や渋滞を改善するのに役立つとともに、障害者に対して配慮されたものであり、本県の交通施策、障害者施策の参考になった。

(ウ) ADIF 視察及び在スペイン日本大使館訪問（6月5日（月））

a チャマルティン駅近くの軌道変換場視察（午前10時から午前11時50分まで）

(a) 目的

フリーゲージトレインの視察のため。

(b) 内容

スペイン鉄道インフラ整備管理機構（ADIF）の区間におけるフリーゲージトレインの説明を受けた。具体的には、ADIFが保有する区間において、異なる線路規格があった。具体的には、1,668mmのイベリア軌間及び1,435mmの欧州標準軌路線であるが、その軌間の変換方法について、ADIF職員から説明を受けると同時に、実際に列車が通過する様子も2回にわたり確認することができた。

具体的には、乗客が乗車している列車を走行させながら軌間の変更を実施する施設で、規格の変更は、軌間幅だけでなく電圧も変電する。走行してきた列車は、時速12kmで通過し、列車を浮かせることにより車軸が緩みネジが外れる。レール幅を調整し、ネジを締め直すことで軌間幅を変更する。規格変更の車両は多いときで、5分毎の間隔で調整する。視察日は6本が予定されていた。気温が零下の際は、列車が凍結する場合があるため、変換場の前後に熱蒸気により車両を解凍させる施設を併設していた。

(c) 成果

フリーゲージトレインの説明と実際に軌道を変換する状況を確認することができ、公共交通機関にフリーゲージトレインを導入することによる交通政策に係る効果を知ることができた。

b 在スペイン日本国大使館訪問（正午から午後1時まで）

(a) 目的

大使等との意見交換のため。

(b) 内容

在スペイン大使を表敬訪問し、水上大使には直接、サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼路の協定時に、宮本団長が2年前にもスペインを訪れ、当時の大使であった越川大使にお世話になった旨を報告すると同時に、今後とも、日本とスペイン、香川県も友好交流ができるることを期待する旨を伝えることができた。

水上大使等からスペインの現状の説明を受けるとともに観光政策や産業政策、交通政策並びに文化振興等について意見交換を行った。

具体的には、パラドールなどの宿泊施設が人気となっていることや、道路や鉄道などの交通施設も整備されており、基本的に高速道路は無料化されている。観光面の観点から将来に亘り、車両の通行量が増えた際も渋滞とならないような道路整備ができるよう予め計画している。特に優れている点は、地上の文化施設を維持しながら、地下駐車場が整備されていることであり、サッカーやテニスなどの国際スポーツの際にも駐車場を確保できる。

これは、観光・交通インフラの面からスポーツ大会の誘致ができる国として、非常に有利であり、スペイン（マドリッド）は、交通面で魅力ある町。携帯アプリで駐車場の入出ができる施設も多く、観光の観点で充実している。土木、商社、インフラの面で、今回の視察で参考にしていただきたい。テロが起きていないことも、外国人観光客の増加につながっていると考えるという説明があった。

(c) 成果

情報の収集や意見交換等を通じて、本県の観光政策や産業政策、交通政策を図る上で大いに参考となるとともに、本県との交流促進、文化振興を図ることができた。

(エ) 在ポルトガル日本国大使館訪問及びリスボン市内交通政策の視察（6月6日（火））

a 在ポルトガル日本国大使館訪問（午前9時50分から午前11時まで）

(a) 目的

大使等との意見交換のため。

(b) 内容

在ポルトガル大使を表敬訪問し、東大使には、ポルトガルと香川県がうまく付き合うことができる橋渡しを、直接お願いすることができた。

東大使からは、ポルトガルの現状の説明を受けるとともに観光政策、産業政策、交通政策、文化振興等について意見交換を行った。

具体的には、ポルトガルは昔、日本からも海でつながっていたため、もう一度、ヨーロッパのゲイトウェイとして日本とつなぎたいと考えているという話をいただいた。特に、2014年、安倍総理がポルトガルを訪問し、日本との関係が急激に良くなり、同年にポルトガル語圏諸国共同体（CPLP）で日本のオブザーバー参加が承認され、日本企業がポルトガル企業と仕事ができるようになった。ポルトガル人は労働力があり、ストライキもなく、世界企業が注目している。日本側企業がエージェントを通して、ポルトガル企業と協力することで、ポルトガル人と一緒になった事業が成功となる仲介役になりたいと考えている。また、シーネス港をヨーロッパのハブ港にしたいと考えている。シーネス港からマドリッドまでを鉄道整備することで、ハブ港の可能性が考えられるという話もあった。

更に、ポルトガル姉妹都市交流として、徳島市とレイリア市がある。ポルトガル人のモラーエスをほとんどの徳島県人が知っている。故郷を想う気持ちが日本人にも受け入れられ、「孤愁 サウダーデ」という小説になっている。また、日プラ株式会社は、リスボン水族館全パネルを受注しており、ポルトガルにとっても重要な企業だと考えているため、何かの機会で社長に面会したい。直島は、ニュースや話

題としてメディアに取り上げられることが多く、ヨーロッパで有名であることから、今後も、直島観光はヨーロッパからも注目されているという情報もいただけた。

(c) 成果

情報の収集や意見交換等を通じて本県の観光政策や産業政策、交通政策を図る上で大いに参考となるとともに、本県との交流促進、文化振興を図ることができた。日本から多くの企業が現在ポルトガルに進出しており、今後、ポルトガルは、日本にとり、非常に大切な国になると感じた。

b リスボンクルーズターミナル視察（午前11時30分から午後1時30分まで）

(a) 目的

リスボン港のクルーズ客船専用港湾を視察し、本県のクルーズ船誘致の参考とする。

(b) 内容

リスボン港のクルーズ客船専用港湾について整備状況を視察するとともに、リスボン港湾局の統括責任者からは、リスボン港は、今後、発着する港（ハブ港）を目指しており、現在、5～6社の運航会社が利用している。乗客に対し、アンケートを実施しており、特に、①第一印象、②最後の印象をアンケート調査の重要項目として、今後の受け入れの検討材料としている。整備中の新ターミナルは、バス80台、駐車場、倉庫スペース等を備え、寄港ではなく、ハブ港としての機能を備えている他、イベントスペースを併設する。イベントスペースでは、客船が停泊していないでも、コンサート等で集客を見込む計画であるという説明があった。ターミナルビルも建設中であったが、単に乗客の乗り降りだけでなく、一般の人がふだん使えるようにコンサート会場や大きなイベントができる会場、レストランもつくる予定とのことだった。

(c) 成果

今後、本県サンポート高松に新県立体育館をつくるが、スポーツを観戦し、見るだけではダメで、ふだんから一般の人が入り、大きなイベント、コンサートができ、レストランがあるようなくわい創出ができるような地域のシンボルとしてしっかり整備していくかなければならないことを感じた。

c リスボン電気鉄道会社CARRIS及びトラム博物館視察（午後3時10分から午後6時まで）

(a) 目的

本県の交通政策及び観光政策の参考とするため、リスボン市内の公共交通機関（バス・トラム）を視察。

(b) 内容

リスボン電気鉄道会社を訪問し、職員から公共交通機関の運営状況等の説明を受けるとともに、トラム博物館視察、トラムカー乗車等を行った。

具体的には、CARRISは、リスボン市内のバス、トラムを運行しており、年間利用者数は、約1億4,000万人。民間経営であるが、今年4月からはリスボン市と共同運営を開始している。現在の職員数は2,027人。視察は、広報担当職員から説明を受けたが、CARRIS社の交通機関利用者数は、リスボン人口約280万人

と周囲から出入りする約170万人の計450万人が対象と考えており、平日は、約100万人が公共交通機関を利用し移動しており、47万人が列車、53万人がバスとなっている。リスボン市内の交通渋滞が一番の問題であることから、リスボン市と共同運営により、乗客へのサービス向上につなげている。例えば、12歳までの子供や65歳以上の方の無料化。今後3年間で、バス250台の車両を購入（設備投資）などを考えている。チケットのIC化、次の車両到着までの詳細時間の掲示パネル化、乗継や最安値で移動できる手段を観光客に提供するSNSサイトの開発等も進めている。リスボン市内への車両規制は、歩道の幅を広げること、自転車専用車線を設けることによる車道数を減らすこと、市内の駐車場を減らすこと、駐車場料金を値上げすること、2000年以降の製造車両でなければ市内に入れないことなどを実施しているという説明を受けた。

(c) 成果

本県の課題の一つである公共交通のあり方の参考になった。また、博物館を併設して観光客の誘致にも努めており、本県の観光施策にも参考になる事象であった。

(オ) リスボン近郊及び郊外視察（6月7日（水））

a ヴァスコ・ダ・ガマ橋視察（午前8時30分から）

(a) 目的

市街地整備の参考とするため。

(b) 内容

ヨーロッパで最も長い橋であるヴァスコ・ダ・ガマ橋（全長17.2kmで、ヨーロッパで最も長い橋。1995年に着手し、リスボン国際博覧会直前の1998年に開通。干満差が激しく、潮速が4ノットを超える時もある中、突貫工事で施工。莫大な整備費を要した。）を視察するとともに、リスボン国際博覧会の会場跡施設をイベント会場として利用しているネイションズパークも視察した。

(c) 成果

ここでの街づくりはサンポート高松に将来建設予定である県立体育館周辺の街づくりに参考になるものであった。

国際入札により、フランス、イギリスの企業連合が施工。見返りに25年から30年の通行料を与えることで、民間資金で建設の手法は、今後のインフラ整備についての手法で考えさせられる。

b オビドス視察（午前10時から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

「谷間の真珠」と呼ばれる石畳城壁の町であり、多くの観光客で賑わうオビドスを視察し、説明を受けた。

具体的には、町は高さ13mの中世の城壁に囲まれていた。近くの町（列車最寄駅）まで約10kmとアクセスは良くないものの、多くの観光客で賑わっていた。城壁内には、ポサーダと呼ばれる国営ホテル（スペインではパラドール）もあり、宿泊や食事も可能。現地専門家の説明によると、城壁内には約100人しか住んでおらず、多

くの従業員は城壁外から通勤しているとのこと。観光バスの駐車スペースが少なかつた。電柱や電線など全く目に触れることもなく、ごみ、ごみ箱等も見当たらず、景観の見せ方や裏方の気遣いに驚かされた。

(c) 成果

本県の景観に配慮した街づくりのための参考となった。

c アルコバッサ視察（午前11時50分から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

ポルトガル建国の始祖アフォソ・エリンケス王がサンタ・マリア修道院を建設したことによって生まれた町であり、初期ゴシック様式の建物として、ポルトガル国内で最大であり、世界遺産に認定されているサンタ・マリア修道院を視察した。花崗石を組み合わせて建築しており、歴史的な価値が高く、世界遺産に認定されている。多くの観光客が訪れる場所であるが、建物の周辺を含め、ゴミ箱の設置は見当たらなかった。また、観光客によるペットボトルなどのゴミも見当たらなかった。

(c) 成果

今後、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を促進していく上で参考となつた。

d ファティマ視察（午後2時50分から）

(a) 目的

本県の観光政策の参考とするため。

(b) 内容

第一次世界大戦中に聖母マリアが出現したと言い伝えられている町。言い伝えは、1917年5月13日、羊の番をしていた3人の子供の前に現れ、様々な預言を行う。当時、預言を確認するために約1万人が町に訪れ、同時に怪奇現象を目撃するなどの出来事が記されている。カトリック教会は、聖母マリア出現の奇跡と認め、今年100周年を迎えた。こうして、ファティマはカトリック教会の聖地となり、多くの巡礼者がファティマ大聖堂を訪れることとなった、カトリック教会の聖地であるファティマの大聖堂を視察した。

(c) 成果

宗教と交流人口の関係に大きな可能性を感じた。

(カ) パリ市内CO₂削減対策及び交通状況（レンタル自転車運営（Vélib）及びレンタル電気自動車運営（Autolib））視察（6月8日（木）午後2時30分から）

a 目的

本件の環境政策の参考とするため。

b 内容

パリ市は、公害が問題となっており、近年は北京より汚染されていると言われている。パリ市は環境改善を目的とし、自動車両を郊外へ導くため、元々車道であった場所にレンタル自転車場を整備し、併せて自転車専用道路を整備する計画である。

レンタル自転車運営は、2007年から始まりVélibと呼ばれている。一方、2011年

から始めた電気自動車はAuto1ibと呼ばれ、Vélib同様にレンタルされている。

パリ市内では、環境改善を目的とした、レンタル自転車運営（Vélib）、レンタル電気自動車運営（Auto1ib）を視察した。

c 成果

自転車の利用率が高い本県の街づくりや環境政策の推進の参考になった。

(キ) 在フランス日本国大使館訪問及びクレアパリ事務所訪問（6月9日（金））

a 在フランス日本国大使館訪問（午前10時30分から午前11時30分まで）

(a) 目的

大使等との意見交換のため。

(b) 内容

在フランス大使を表敬訪問し、木寺大使等からフランスの現状の説明を受けるとともに、観光政策、産業政策、交通政策、文化振興等について意見交換を行った。

大気汚染が進んでおり、年間数日間は、公共交通を全て無料の日を設けているほか、市内各所に自転車の貸し出しステーションを設置している旨の説明を受けた。

特に、木寺大使からは、マクロン大統領が就任したが、日本との関係は大変良好。

フランス国内では、日本は長寿で素晴らしいと、前向きな日本として取り上げられているほか、パリでは、漫画・アニメが非常に人気であり、昨年7月に開催したジャパンエキスポの会場は、1日で5万人、5日間で23万人が集まった。昨年は京都市の市産品を紹介したという話も伺うことができた。

(c) 成果

情報の収集や意見交換等を通じて本県の観光政策や産業政策、交通政策を図る上で大いに参考となるとともに、パリのうどん屋や直島のことも話題に上るなど、本県との交流促進、文化振興を図ることができた。

b クレアパリ事務所訪問（午後1時45分から午後2時30分まで）

(a) 目的

クレアパリ事務所長との意見交換のため。

(b) 内容

クレアパリ事務所を訪問し、宮本団長からは、パリ市内のVélibを視察したことや、自転車保有台数の多い香川県にもこのようなシステムを導入する必要を感じた旨の感想を伝えた。荒井パリ事務所長等からは、昨日視察したVélib、Auto1ibなどの環境政策の実施状況やフランスの現状の説明を受けるとともに観光政策、産業政策、交通政策、文化振興等について意見交換を行った。

具体的には、Vélibは、行政が民間のJCDecauxへ2007年から10年契約で委託しているが、今年（2017年）、次期契約会社が変更の可能性有り、現状の整備している機器1,800ステーションや車両2万台を超える自転車をうまく次期契約会社に引き継ぐことができるかどうか個人的に関心を持っている。

大気汚染予報が発令されれば、地下鉄など公共交通機関が無料となる場合もある。

マルセイユは、クルーズ客船の人口が増えている。

ジャパンエキスポでは、日本のコンテンツ（アニメや漫画）、コスプレが一番の

人気。その他、ゲームゾーンや食材も人気があった。盆栽は人気になるのではない
か。最近では土の問題解決のためロックウールを使用している。

来年は、「ジャポニスム2018」を開催予定で、2020年オリンピックに向けて世界
に情報発信する動きがある。世界協力基金が運営予定であるが、詳細な情報収集が
できていないため、日本の自治体に伝えられていないが、クレア本部からも詳細運
営を整理するよう要請し、少なくとも今年の夏ごろまでには、詳細な情報を自治体
に伝えたい等々の話を聞くことができた。

(c) 成果

情報の収集や意見交換等を通じて本県の観光政策や産業政策、環境政策等を図る
上で大いに参考となるとともに、本県との交流促進、文化振興を図ることができた。

現地を訪問し、その地域の責任者からでなければ聞けないような貴重な話も数多
くきくことができ、「欧州における観光政策、交通政策及び文化振興等の現状や取
り組み状況を視察する」という目的は十分に達成できたと感じることができる視察
となった。

(ク) その他

なお、視察先ではないが、6月5日のスペインでの昼食会場が、レアルマドリードの
本拠地である「エスタディオ・サンティアゴ・ベルナベウ」内に併設された「ゼ (Z E
N)」というレストランであった。

このレストランからスタジアム全体を見渡すことができる眺望が素晴らしい、スポー
ツ観戦しながら食事ができる場所となっていた。

香川県では、現在、県立体育館をサンポート高松に建設すべく設計に入るところであるが、是非、このような施設を、新体育館にも取り入れないかと考えさせられるものであ
った。

- (2) 報告書における、観光ガイドや他人の情報の引用箇所及び引用元は、以下のとおりである。
引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためである。
引用箇所については、いずれも作成者の許諾は得ていない。

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念訪問団報告書

引用箇所なし

イ パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団報告書

引用箇所なし

ウ 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団報告書

引 用 箇 所	引 用 元
報告書3ページ 「人口140万人を超える「村」だと言われるミュンヘンであるが、『都会にありがちな冷たさがなく、ボヘミアンや若者、旅人を迎えてくれる温かさがある」と言わわれている』」	株式会社JTB中国四国が作成した「香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団資料」から引用
「1675年に完成して以降、『戦争による破壊をもまぬかれ、「妖精(ニンフェ)の城(ブルク)』の名にふさわしい往時のままの美しい姿を見せている。』」	
報告書7ページ 「<地熱発電のシステム>	静岡県議会議員高田やすひ

<ul style="list-style-type: none"> ・2000m～5000mの井戸を掘る。 ・地下から 80°C以上の熱水を汲み上げる。 ・汲み上げた熱水は、バルブで発電用と暖房用に分離する。 ・発電用の熱水は、シーメンス製のプレート型熱交換機に送る。 ・熱交換され蒸気となったアンモニア水により、タービンを回し発電する。 ・暖房用の熱水は別の熱交換機にかけ、熱交換した温水を市内に循環させる。 ・各家庭は、個別に受け入れメーターを通して、熱交換した温水を利用する。 ・発電と地域暖房に利用した熱水は、温度が下がり、返送用の井戸を通じて地下へ返す。」 	<p>さ氏のオフィシャルサイト中のブログ記事を参照</p>
<p>報告書 8 ページ</p> <p>「当発電所は、ドイツ連邦環境省から約 480 万ユーロ（5 億 7600 万円）の助成を受けて建設、運営されている。約 3.1 メガワットの電力と最大 16 メガワットの熱を供給することを目標としており、これにより、相当な化石エネルギーの利用が削減されるほか、年間約 12 万トンの CO₂、7 トン以上の SO₂、及び 11 トン程度の NO_x を削減することができる。また、当発電所から得られた熱エネルギーを地域内の公共施設、企業、住居など様々なところに供給するため、地域熱供給網を構築することができている。」</p>	<p>E I C ネットの海外ニュースを参照</p>
<p>報告書 10～11 ページ</p> <p>「また、かつてワーグナーやラフマニノフが暮らしたルツェルンでは、1910 年代から小さな音楽祭が行われていた。この音楽祭は、ザルツブルクでの音楽祭が隆盛を極めることで衰退したが、ナチスによるオーストリア併合がきっかけとなりザルツブルク音楽祭から締め出された音楽家たちを集めて、1938 年に第 1 回国際音楽祭が開催された。」</p>	<p>ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」のページを参照</p>
<p>報告書 12 ページ</p> <p>ルツェルン・カルチャーコングレスセンターの写真</p>	<p>ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」の写真を引用</p>
<p>報告書 16 ページ</p> <p>「『アルプトランジット計画とは、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新しい基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く新しい高速鉄道を建設するプロジェクト』であり、世界最長のゴッタルドベーストンネルを有する東側の「ゴッタルドルート」と西側の「レッチュベルクルート」の 2 ルートが建設されている。」</p>	<p>ウィキペディア「アルプトランジット計画」のページを参照</p>
<p>報告書 17 ページ</p> <p>アルプトランジット計画の計画図</p>	<p>ウィキペディア「アルプトランジット計画」の写真を引用</p>
<p>報告書 18 ページ</p> <p>カートレインの写真</p>	<p>たむたむの自民党 (l i v e d o o r B l o g) の写真を引用</p>
<p>報告書 20 ページ</p> <p>「この鉄道は、アルピニズム黄金期を迎えた 1898 年に開通した伝統ある路線であり、高低差 1469m を約 40 分で結ぶ鉄道である。」</p>	<p>スイス政府観光局の HP を参照</p>
<p>報告書 20 ページ</p>	

「また、勾配の急な登山鉄道の場合、摩擦を利用したブレーキであれば、車輪の磨耗だけでなく、摩擦熱による車輪等の過熱によりフレード現象等の問題が発生するが、この鉄道では、坂を下る際にモーターを発電機として使うことによりそれらの問題も解決され、作られた電力によりコスト削減も図られているとのことであった。」

凸凹な空気（Yahoo ブログ）を参照

エ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団報告書

引用箇所	引用元
報告書7ページ 「11世紀から18世紀にわたるスペイン絵画の最も包括的なコレクション」	スペイン観光局公式サイトを参照
報告書9ページ 「大司教座のあるトレドにふさわしい大聖堂を建設することを旨として、フェルナンド3世の命により1226年に着工し1493年に完成した、スペインゴシック様式最高傑作といわれる大聖堂。4つの側廊と22の礼拝堂からなり、スペインで一番の規模」	世界遺産オンラインガイドのHPを参照
「マリア像の後ろには上下2段の聖歌隊席があり、上がルネサンス様式、下がゴシック様式に分かれており、グラナダ戦争の際、キリスト教徒が入城する場面が彫られている。」	

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、請求を受理した4件の海外派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

(2) 個々の海外派遣についての判断

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件訪問団派遣の目的は、「南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典」に出席するとともに、ニューヨーク香川県人会等と交流し、友好親善を図る。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、海外の県人会との交流を深め、情報提供や人的交流を促進するなど関係強化に努めることとしている。

したがって、本件訪問は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

請求人は、香川県議会会議規則の規定に反して派遣の目的が明らかにされていないと主張するが、本件派遣については、平成28年7月5日に、前述の派遣目的、派遣場所、期間、参加議員等を示した上で議会の議決を得ており、請求人の主張には理由がない。

(イ) 議員の派遣人数の妥当性

本件訪問団については、6名の議員を派遣している。このことについて議長からは、「派遣者の人選については、予算に鑑みながら、代表として副議長の高田良徳議員のほか、今回の記念行事等の目的、趣旨に賛同する議員を幅広く募り、また、県人会の会員の出身地やゆかりの地も様々であることから、できるだけ幅広い地区から議員を募った結果、6名の議員を選出することとなった。これは、過去の県人会等の周年記念事業等に派遣された議員数や県人会等の記念式典等の出席者数とのバランスに鑑みても妥当なものであると考える。」との説明があった。

請求人は、「このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者（副議長の高田良徳氏）1人で十分足りるのであって、その他の5名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない」と主張するが、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができると解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典の出席者数とのバランスを考慮した上で派遣人数を決定したことについては、一定の合理的必要性が認められ、議会がその裁量権を濫用又は逸脱したものとはいえない。

(ウ) ニューヨーク市内視察の妥当性

ニューヨーク市内視察については、視察日程の最終日に、ヤンキースタジアム、バッテリーパーク、グラウンドゼロ、グランドセントラル駅を視察し、ガイドから施設の概要等について説明を受けたものと認められた。

当該視察の目的について、議長からは、本県の観光政策、交流人口の活性化に向けた取組の参考とするため、ニューヨークの中でも、有数の交流拠点と言えるこれら施設を視察したとする旨の説明があった。また、視察の成果として、ヤンキースタジアムの視察からは、本県においては、スポーツ施設へのアクセスが課題になっており、生島の総合運動公園までの接続道路の渋滞問題や丸亀競技場へのアクセスも含め、交流拠点として位置づけるならば、公共交通機関の確保や整備が必要であること、バッテリーパーク、グラウンドゼロの視察からは、港と歴史的建造物である玉藻城を含めた動線の改善や宇高フェリー跡と北浜との連携的な整備などロケーションを含めて考えることが必要であること、グランドセントラル駅の視察からは、本県では、高松駅が四国のターミナル駅としての地位であるが、駅としての機能以外の付加価値がなければ活性化は困難であり、瓦町駅も含めて、交流拠点施設と呼べるような、ショッピングや文化芸術あるいは娯楽

などの集客力のある取組が必要であることを認識したとする旨の説明があった。

請求人は、ニューヨーク市内視察について、「単に施設を見学したに過ぎず、一般的な観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われないことから、実質的に視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない」と主張する。

ニューヨーク市内視察については、本件訪問団派遣の目的に明確には記載されていなかったことについて適切でなかったことは否めないが、香川県人会との交流行事等を終えた後、帰国の途に就くまでの一日を利用して、本県の重要施策の一つといえる観光政策や交流人口の活性化を目的として実施されたものであり、その成果についても、視察先を実際に見ることによって本県の施設等と比較し、課題や方向性等を見出そうとする姿勢が窺われるなど、一定の評価はできることから、請求人の主張は当たらない。

(エ) 報告書の妥当性

請求人は、平成28年度に実施したすべての海外視察報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、帰国後の報告書の作成は「丸投げ」であった旨を主張する。また、報告書の記述が簡単で、概要だけの極めて不十分なものであり、視察の必要性が認められないとしている。

そこで、この点について調査したところ、本件報告書については、派遣議員と随行職員が共同で作成したもので、派遣議員の報告書と随行職員の復命書を兼ねたものであつたことが認められた。したがって、請求人の「丸投げ」という主張は失当である。

また、本件報告書の記載内容を見ると、確かに、写真が大きなウエイトを占め、記述部分は事実関係の説明にとどまり、県人会等との交流や意見交換等の具体的な内容や、得られた情報、成果の記載に乏しいことは否定できない。

公費によって実施される派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書の内容が希薄であることをもって、直ちに、訪問の必要性がなかったとはいえない。なお、今回の議長からの報告では、訪問等の具体的な内容や一定の成果について説明がなされ、また、議会においても、派遣議員から県人会との交流を踏まえた質問や提言がなされており、視察結果の県政への反映方法の一つと認められる。

(オ) 結論

以上のとおり、本件訪問団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、訪問内容についてもその目的に適ったものと認められることから、本件訪問団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、本件訪問団に係る議会での派遣決定手続及び旅費等の公金の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件訪問団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

イ パラグアイ日本人移住80周年記念式典等訪問団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件訪問団派遣の目的は、「「北伯香川県人会創立40周年記念式典」「アルゼンチン香川県人会創立50周年記念式典」並びに「パラグアイ日本人移住80周年記念式典」に出席し、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図る。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、海外の県人会との交流を深め、情報提供や人的交流を促進するなど関係強化に努めることとしている。

したがって、本件訪問は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

請求人は、香川県議会会議規則の規定に反して派遣の目的が明らかにされていないと主張するが、本件派遣については、平成28年7月5日に、前述の派遣目的、派遣場所、期間、参加議員等を示した上で議会の議決を得ており、請求人の主張には理由がない。

(イ) 議員の派遣人数の妥当性

本件訪問団については、11名の議員を派遣している。このことについて議長からは、「派遣者の人選については、予算に鑑みながら、代表として副議長の高田良徳議員（議長代理）のほか、今回の記念行事等の目的、趣旨に賛同する議員を幅広く募り、また、県人会の会員の出身地やゆかりの地も様々であることから、できるだけ幅広い地区から議員を募った結果、11名の議員を選出することになった。これは、過去の県人会等の周年記念事業等に派遣された議員数や県人会等の記念式典等の出席者数とのバランスに鑑みても妥当なものであると考える。」との説明があった。

請求人は、「このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者（副議長の高田良徳氏）1人で十分足りるのであって、その他の10名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない」と主張するが、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができると解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典の出席者数とのバランスを考慮した上で派遣人数を決定したことについては、一定の合理的必要性が認められ、議会がその裁量権を濫用又は逸脱したものとはいえない。

(ウ) 訪問内容の妥当性

請求人は、本件訪問団派遣の内容について、「復命書は写真ばかりであり、これらの訪問によって具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、有益な政策提言等も皆無である」と主張する。

各記念式典等への出席については、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図ることを目的として、移住者の労苦に敬意を表するとともに、移住高齢者等の表彰や、県人会の活動状況の紹介、元海外技術研修生による発表、県人会会員や元海外技術研修生との懇談等が行われたものと認められた。

また、在アルゼンチン日本国大使館の訪問では、特命全権大使から、アルゼンチンの経済文化情勢や日系社会の動向について説明を受け、情報交換や意見交換が行われたものと認められた。

その成果として、議長からは、記念式典等への出席を通じて、元海外技術研修生の活躍の様子や県人会活動の近況、課題、要望を伺い交流を深めることができたことや、直接意見交換できる貴重な機会であり、新たな交流・支援事業を検討するなかで参考にしているとの説明があった。また、大使館の訪問についても、南米各香川県人会との新たな交流事業を検討するなかで参考としているとの説明があった。これらを裏付けるものとして、帰国後、議会において、派遣議員から、当該訪問を踏まえて、南米県人会との交流について質問や提言がなされている。

こうしたことから、当該訪問は目的に適う一定の成果があったと認められ、請求人の主張は当たらない。

(エ) 報告書の妥当性

請求人は、平成28年度に実施したすべての海外視察報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、帰国後の報告書の作成は「丸投げ」であった旨を主張する。また、報告書の記述が簡単で、概要だけの極めて不十分なものであり、視察の必要性が認められないとしている。

そこで、この点について調査したところ、本件報告書については、派遣議員と随行職員が共同で作成したもので、派遣議員の報告書と随行職員の復命書を兼ねたものであったことが認められた。したがって、請求人の「丸投げ」という主張は失当である。

また、本件報告書の記載内容を見ると、確かに、写真が大きなウエイトを占め、記述部分は事実関係の説明にとどまり、県人会等との交流や意見交換等の具体的な内容や、得られた情報、成果の記載に乏しいことは否定できない。

公費によって実施される派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書の内容が希薄であることをもって、直ちに、訪問の必要性がなかったとはいえない。

(オ) 結論

以上のとおり、本件訪問団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的な理由があり、訪問内容についてもその目的に適ったものと認められることから、本件訪問団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、本件訪問団に係る議会での派遣決定手続及び旅費等の公金の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件訪問団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

ウ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件視察団派遣の目的は、「欧洲における観光政策、交通政策及び文化振興等の現状や取り組み状況を視察する。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、重点施策の一つに「豊かな地

域資源を生かして交流人口の拡大を推進する」ことが位置づけられ、そのための施策として「観光かがわの推進」や「地域の活性化につながる交流の推進」が掲げられている。

また、重点施策の一つに「四国における拠点性を確立する」ことが位置づけられ、「交通ネットワークの整備」、「文化芸術による地域づくりの推進」などの施策が掲げられている。

さらに、重点施策の一つに「アート県の魅力を高める」ことが位置づけられ、「文化芸術の振興」などによる地域の活性化を推進するための施策が掲げられている。

したがって、本件視察は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(イ) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされないまま議決し、可決されたが、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則第125条の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、白川容子議員からの視察の目的や日程、予算、視察団の構成についての質問に対し、佐伯明浩議員が答弁をしている。その質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいはず、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 視察計画の妥当性

請求人は、「委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので「適当に視察先を組んでくれ」という「丸投げ」の姿勢があらわである」と主張する。

本件視察団派遣に係る委託業務の受託者の選定については、企画提案方式による公募によっているが、その公募公告において、「香川県議会議員が、スペイン、ポルトガル及びフランスを訪問し、先進地事例等を視察調査することにより、県政へ反映し役立てること」とする派遣目的と全体の日程案を示したうえで、交通政策、観光政策、文化振興、交流促進など県政に参考となる内容とする訪問先及び視察内容の提案を求めている。示された日程案では、宿泊地のほか、スペイン、ポルトガル、フランスの各日本国大使館訪問があらかじめ特定されており、それ以外の部分について、目的に適う訪問先及び視察内容の提案を求めるものとなっている。

本件視察団派遣の目的や視察先の選定の経緯について、議長からは、「英語圏、中国圏等に対しては、本県との交流も比較的盛んに行われているが、ヨーロッパにおけるスペイン・ポルトガル語圏においては交流があまり盛んでなかつたため、今回近隣国であるフランスも含めて訪問し、本県との関わりにおいて、産業圏の拡充、交流人口の拡大、文化の振興など、将来的にどのような可能性があるのかを観光政策、交通政策、環境政策、文化振興等に係る視察を通して調査・研究することとした」とする旨の説明があった。

公募手続との関係では、議長からは、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかつたが、欧州におけ

る観光政策、交通政策及び文化振興等の現状や取り組み状況を視察するという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

本件視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行ったとする議長の説明に矛盾するところはない。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や視察先について、委託業者任せにしていたということはできず、請求人の主張は失当である。

(エ) 視察内容の妥当性

- a マドリッドのスペイン広場、王宮、サンミゲル市場、セルバンテスの家・アルカラ・デ・エナーレス、パラドール、国立プラド美術館、トレド市内、トレドのパラドール、トレド大聖堂、リスボンのヴァスコ・ダ・ガマ橋、オビドス、アルコバッサ、ファティマの視察

請求人は、「マドリッドのスペイン広場、王宮、サンミゲル市場、セルバンテスの家・アルカラ・デ・エナーレス、パラドール、国立プラド美術館、トレド市内、トレドのパラドール、トレド大聖堂、リスボンのヴァスコ・ダ・ガマ橋、オビドス、アルコバッサ、ファティマなどの訪問は明らかに観光目的としか考えられない。香川とのつながりを意識して「参考になった」と記載している感想の部分もごく常識的なことや、文化や歴史の違いを無視したことばかりであり、視察の必要性が認められない。」と主張する。

上記のうち、ヴァスコ・ダ・ガマ橋を除くものの視察については、本県の観光政策の参考とすることを目的として、また、ヴァスコ・ダ・ガマ橋の視察については、市街地整備の参考とすることを目的として、各施設の見学や関係者の説明による情報収集が行われたものと認められた。

報告書や議長からの説明によると、これら視察からは、大型バス専用駐車場の導入による観光客誘致の可能性の検討、観光客の受け入れ体制、オリーブを使った新しい食の提案、魅力ある街づくり、観光政策に係る施設の運営体制の検討、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す本県の政策立案、高松市屋島地区や丸亀城周辺等の古跡、古城を利用した再開発、景観に配慮した街づくり、サンポート高松に建設予定の県立体育館周辺の街づくりなどを進めていくうえで参考になったとされている。

その内容は、表面的・概括的で、具体的にどのように有益な成果が得られたのかが明確にされていない点があることは否定できないが、一応、本県の観光施策等の課題を踏まえた考察はされており、また、平成29年6月議会において、視察団の新田耕造議員からスペインのトレドの視察を踏まえた県立公園の魅力向上についての質問が、佐伯明浩議員からはスペインのパラドールの視察を踏まえた課題認識について報告も行われていることは、視察の意義を裏付けるものといえる。したがって、これら視察について、何らの成果がなかったとはいはず、当該視察の必要性がなかったとまで断定するのは相当でない。

- b ADIF、リスボンクルーズターミナル、リスボン電気鉄道株式会社CARRIS、

トラン博物館、Velib 及びAutolibの視察、在スペイン日本大使館、在ポルトガル日本大使館、在フランス日本大使館、クレアパリ事務所の訪問

請求人は、「ADIF 視察、在スペイン日本大使館、在ポルトガル日本大使館、リスボンクルーズターミナル、リスボン電気鉄道株式会社CARRIS、トラン博物館、Velib 及びAutolib 視察、在フランス日本大使館、クレアパリ事務所等の訪問は、質疑の内容は現地に行かなくても他の手段で情報を得たり、それをもとに質問したりできることばかりであり、視察の必要性が認められない」と主張する。

さらに、フリーゲージトレインについては、「必要な視点はそれが四国の公共交通網や経済にどのような影響を及ぼすのか、県民にとってのメリット、デメリットは何なのか、費用対効果も含めて検討することにつながるものであるべきであり、スペインまで出かけてフリーゲージトレインのメカニズムを視察する必要はない」と主張する。

議長からの説明によると、ADIF（スペイン鉄道インフラ整備管理機構）の視察は、フリーゲージトレインの実態を調査するために行われ、ADIF職員からの説明を受けるとともに実際に軌間の変換の状況を確認するなどして、フリーゲージトレインの導入に伴う交通政策における効果を認識できたとされている。

こうした現地で得た情報をもとに、平成29年6月議会において、視察団の佐伯明浩議員からフリーゲージトレインの導入についての質問が、また、松原哲也議員からは公共交通のあり方に係る課題認識について報告が行われていることは、視察の意義を裏付けるものであると認められる。

スペイン、ポルトガル、フランスの各日本大使館及びクレア（自治体国際化協会）パリ事務所の訪問では、大使やパリ事務所長らから各国等の現状の説明を受けるとともに、観光政策、産業政策、交通政策、文化振興等について意見交換が行われたことが認められた。

議長からの説明では、大使やパリ事務所長らとは、本県に関するものも含め各国の最新の情報を得ることができ、本県が推進する各種政策に大いに参考となるとともに、本県との交流促進を図ることができたとしている。

また、平成29年6月議会において、視察団の松原哲也議員、佐伯明浩議員、新田耕造議員から、これら大使館訪問で得た情報をもとにした課題の認識について報告が行われていることは、視察の意義を裏付けるものであると認められる。

リスボンクルーズターミナル、リスボン電気鉄道株式会社CARRIS、トラン博物館、Velib 及びAutolib の視察は、観光政策、交通政策、環境政策等の参考とするため行われており、各施設を視察するとともに、施設の責任者等から説明を受けたことが認められた。

議長からの説明では、これらの視察の成果として、にぎわいの創出、公共交通のあり方、環境政策の推進の参考になったとしている。

また、平成29年6月議会において、これら視察から得た情報をもとに、視察団の佐伯明浩議員から、クルーズ振興についての質問が、新田耕造議員からは交通安全対策についての質問が行われていることは、視察の意義を裏付けるものであると認められる。

確かに、現地に行かなくても、インターネット会議等で質疑や意見交換は可能であるともいえるが、海外の現地において、訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れな

がら、口頭情報を含む情報収集やこれを踏まえた意見交換を直接関係者と行うことの有用性は一概に否定できず、県議会議員として本県の重要施策について検討する上で重要なことであるといえ、本件視察からも、そのことを垣間見ることができることから、請求人の主張には首肯できない。

- c エスタディオ・サンティアゴ・ベルナベウ内併設の「禅（ZEN）」について
請求人は、「全く条件の違う海外の施設の真似をしようなどと考えるとは、県の抱えている問題を真剣に解決しようとする姿勢とは程遠い」と主張する。

当該場所は昼食会場であり、視察先ではないが、スポーツ観戦をしながら食事ができる場所となっていることの体感を踏まえ、報告書に補足として、サンポート高松での新県立体育館の整備に係る課題認識が記載されているものと認められた。

平成29年6月議会において、視察団の松原哲也議員から、この経験ももとに、新県立体育館の整備について質問がされているが、その中で、派遣議員が所属する会派では、新県立体育館が魅力ある施設として整備できるよう、国内外の視察の実施や専門家の意見の聴取を行うなど問題意識を持って積極的に取り組んできたことに言及しており、報告書の記載内容もその一環であることが窺える。したがって、請求人の主張は当を得ていない。

（オ） 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「インターネット上の情報からの盗用（コピー&ペースト）が3か所あり、盗用問題は報告書の中身の乏しさの象徴であるが、問われているのは、その視察が本当に必要なものであったのか、香川県民にその成果が還元されるものなのかという点である」と主張する。

監査委員は、議長に対して、視察報告書について、観光ガイドや他人の情報の引用がある場合、該当箇所と引用元及び引用した理由、引用に係る許諾の有無について調査したところ、国立プラド美術館、トレド市内視察の項目において、文章の一部について、スペイン観光局公式サイトや世界遺産オンラインガイドからの引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。

引用があった部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用の出所を明示するとか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応するべきであったといえる。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章の無断引用が見受けられたり、成果の記載が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

（カ） 結論

以上のとおり、本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察内容についてもその目的に適ったものと認められる

ことから、本件視察団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたとはいえない。

また、本件視察団に係る議会での派遣決定手続及び旅費等の公金の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件視察団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

エ 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件視察団派遣の目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、重点施策の一つに「豊かな地域資源を生かして交流人口の拡大を推進する」ことが位置づけられ、そのための施策として「観光かがわの推進」や「地域の活性化につながる交流の推進」が掲げられている。

また、重点施策の一つに「クリーンで快適なふる里をつくる」ことが位置づけられ、そのために、「地域から取り組む地球環境の保全」などの環境の保全に関する施策が掲げられている。

さらに、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、イタリアパルマ市との友好交流を推進することとしている。

したがって、本件視察は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(イ) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされないまま議決し、可決されたが、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたと言わざるを得ず、違法である」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会議規則第125条の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、白川容子議員からの視察の目的や日程、予算、視察団の構成についての質問に対し、谷久浩一議員が答弁をしている。その質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいはず、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 視察計画の妥当性

請求人は、「委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので「適当に視察先を組んでくれ」という「丸投げ」の姿勢があらわである」と主張する。

本件視察団派遣に係る委託業務の受託者の選定については、企画提案方式による公募によっているが、その公募公告において、「香川県議会議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てること」とする派遣目的と全体の日程案を示したうえで、観光振興、環境政策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とする訪問先及び視察内容の提案を求めている。示され

た日程案では、宿泊地のほか、ルツェルン、世界遺産スイスアルプス ユングフラウ、ゴルナーグラート、パルマ視察、在ミラノ日本国総領事館訪問があらかじめ特定されており、それ以外の部分について、目的に適う訪問先及び視察内容の提案を求めるものとなっている。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

公募手続との関係では、議長からは、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していないかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということはできず、請求人の主張は失当である。

(エ) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先等が派遣目的に照らして明らかに不合理であつた旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「視察内容が派遣目的に合致しないとする意見」と、「視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかつた。

参考として、それぞれの意見の概要を記載する。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、

県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのものを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等について的確な回答ができなかつたのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかつた表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自肅の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があつたことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に応えているとはいはず、派遣目的に合致しないものであつたといわざるを得ない。

＜視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見＞

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならぬといふものではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待されるところであり、全く有用性がなかつたとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであつたとまではいえない。

(オ) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「インターネット上の情報等からのコピー＆ペーストが多用されており、この程度の報告をするためなら現地に行く必要性は全くない。調査であるなら各視察箇所について現地の担当者や学芸員などが対応しているはずであるが、そのような記載がないものがほとんどである。また、単なる観光を無理やり香川県に関係づけようとする記述が多数ある。また、訪問もしていない施設を訪問したとする虚偽の記載もあるのは重大な問題である。」と主張する。

監査委員は、議長に対して、視察報告書について、観光ガイドや他人の情報の引用がある場合、該当箇所と引用元及び引用した理由、引用に係る許諾の有無について調査したところ、11か所の文章や写真について、ウィキペディア等からの引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。

引用があつた部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であつたとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用の出所を明示するとか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応するべきであったといえる。

また、請求人が、訪問もしていない施設を「訪問した」として虚偽の記述をしていると指摘する「ルツエルン・カルチャー・コングレスセンター」については、議長からは、「当該センターの視察については、建物の中には入らず、外で施設の説明を受けている」との説明があつた。当該視察に係る記載内容には、誤解を招く表現があつたことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認めることはできない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のもの

のが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかつたとはいえない。

(力) 結論

以上により、本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的な理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致を見ることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

第6 議会に対する要望

今般、本件住民監査請求の対象とされているうち1件の海外視察の様子が一部報道で取り上げられ、県内外から県議会等に対し多くの批判が寄せられたことは、県議会への県民の信頼を損ねるものであったというべきであり、誠に遺憾である。

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

現在、議会改革検討委員会において、批判があつた視察を踏まえ海外視察の今後のあり方について検討が行われているところであるが、本件監査の過程で海外視察の成果をより高めるため改善すべき点が認められたので、次のとおり要望する。

1 海外視察に係る調査目的、調査事項、視察先、視察内容の十分な検討

情報化が進み、書籍やインターネット等で容易に海外の情報を入手することができる現在にあっては、単なる表面的・概括的な調査内容ではわざわざ現地に行かずとも事足りるというべきである。

また、視察目的を議員としての幅広い見識と国際的な視野を持つためとすることは、自己研鑽によって獲得すべきことであると考えられ、そのような調査目的が希薄な海外視察を良しすることには問題がある。

海外視察を十分に成果があるものとするためには、企画立案段階から、行政機関や関係団体等を活用しながら十分な調査検討を行うとともに、調査目的に適った視察先を選定し、事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する必要があると思われる所以、今後の視察に当たって十分留意されたい。

2 海外視察派遣に係る議会での審査の充実

議員派遣については、議会の裁量に委ねられていることから、議会として説明責任を十分に果たせるよう、海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等についてより一層の審査が行われるよう努められたい。

3 視察報告書の充実

公金の支出による海外視察の結果として県民への説明責任を果たすためには、第一義的には報

告書が重要な手段であることから、視察終了後直ちに報告書を作成し、報告書には、事前研修等の実施状況、調査結果、具体的な成果及び県政への反映方策を記載し、ホームページで公開するなど、報告書の持つ意義について十分な認識を持つとともに、報告書の作成に万全を期すよう努められたい。

4 県の施策への反映

海外視察の意義は、実際に、県政の発展等に生かすことができたか否かによって判断されることになる。したがって、今後、各海外視察で得られた知見や成果を、県政への政策提言等に積極的に活用されたい。